

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月27日
【事業年度】	第11期（自 2023年6月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	UUUM株式会社
【英訳名】	UUUM Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 梅景 匡之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-5414-7258
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 安藤 潔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-5414-7258
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 安藤 潔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年9月
売上高 (千円)	22,459,941	24,488,391	23,584,921	23,087,389	27,589,281
経常利益又は 経常損失() (千円)	932,871	855,282	1,002,707	150,454	554,039
親会社株主に帰属する当 期純利益 又は親会社株主に帰属す る当期純損失() (千円)	358,945	549,142	448,329	1,053,265	272,420
包括利益 (千円)	360,090	554,786	422,877	1,079,477	274,024
純資産額 (千円)	3,363,644	3,960,928	4,412,002	3,325,607	3,660,933
総資産額 (千円)	10,486,693	9,728,050	10,704,396	10,438,815	9,832,199
1株当たり純資産額 (円)	171.29	199.67	220.54	166.29	180.62
1株当たり当期 純利益又は1株当たり 当期純損失() (円)	18.58	27.90	22.65	53.09	13.71
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	17.69	27.09	22.19	-	13.56
自己資本比率 (%)	32.0	40.5	40.8	31.6	36.6
自己資本利益率 (%)	11.6	15.1	10.8	27.5	7.9
株価収益率 (倍)	148.95	53.77	62.74	13.18	28.02
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	520,589	228,580	1,347,923	643,259	890,934
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,452,538	775,443	535,062	116,599	1,158,149
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,153,313	761,703	107,299	1,283,827	390,855
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	4,330,373	3,021,836	3,727,645	4,231,874	5,890,103
従業員数 (人)	471	546	578	629	511
一人当たり営業利益 又は営業損失() (千円)	2,109	1,494	1,680	311	635

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 2023年11月24日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を5月31日から9月30日に変更しました。これに伴い、当連結会計年度の会計期間は2023年6月1日から2024年9月30日までの16ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年9月
売上高 (千円)	22,459,941	24,487,607	21,249,944	19,364,473	22,325,280
経常利益又は 経常損失() (千円)	984,252	881,779	1,235,303	1,106	256,434
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	360,495	570,264	478,403	1,128,204	262,162
資本金 (千円)	787,148	805,048	824,031	834,125	843,859
発行済株式総数					
普通株式 (株)	19,563,060	19,748,100	19,893,180	19,978,140	20,027,640
純資産額 (千円)	3,366,143	3,981,161	4,417,953	3,282,701	3,607,769
総資産額 (千円)	10,487,441	9,743,616	10,159,914	9,878,778	9,472,201
1株当たり純資産額 (円)	171.42	200.87	222.16	164.13	177.95
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり 中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	18.66	28.97	24.17	56.87	13.19
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	17.77	28.13	23.68	-	13.05
自己資本比率 (%)	32.0	40.7	43.3	33.0	37.4
自己資本利益率 (%)	11.6	15.6	11.4	29.4	7.7
株価収益率 (倍)	148.31	51.78	58.79	12.31	29.11
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	471	545	576	626	511
株主総利回り (%)	167.87	91.00	86.21	42.47	8.84
(比較指標：東証グ ロース市場250指数) (%)	(86.54)	(101.30)	(59.13)	(65.89)	(72.18)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 1株当たり配当額および配当性向については、無配のため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 2023年11月24日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を5月31日から9月30日に変更しました。これに伴い、当事業年度の会計期間は2023年6月1日から2024年9月30日までの16ヶ月間となっております。

(最近5年間の事業年度別最高・最低株価)

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年9月
最高(円)	5,470	3,200	1,615	1,538	805
最低(円)	1,662	1,411	671	596	334

(注) 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
2013年6月	YouTuber(注1、以下クリエイター)の動画を利用したオンライン販売事業を目的として、東京都渋谷区神宮前一丁目19番8号においてON SALE株式会社を設立。
2013年10月	本社を東京都渋谷区神宮前一丁目21番1号に移転。
2013年11月	uuum株式会社に商号変更。クリエイター専門のマネジメントプロダクション事業を開始。
2014年8月	クリエイターグッズ販売を開始。
2014年9月	本社を東京都港区六本木に移転。
2014年12月	UUUM株式会社に商号変更。
2014年12月	ゲームアプリ「Yの冒険」(注2)のリリースを開始。
2015年1月	MCN(注3)サービスを開始。
2015年7月	株式会社講談社と共同でYouTubeチャンネル「ボンボンTV」(注4)の運用を開始。
2015年11月	ファンイベント「U-FES.」(注5)を初開催。
2016年12月	ゲームアプリ「青鬼2」(注6)をリリース。
2017年1月	UUUMコンテンツの総合アカウント「UUUM FANS」(注7)提供開始。
2017年2月	米国Jukin Media, Inc.と共同で世界の面白動画メディア「Video Pizza」(注8)をスタート。
2017年3月	松竹芸能株式会社とオンラインタレント育成で業務提携。
2017年4月	ゲームアプリ「Youと恋する90日間」(注9)のリリースを開始。
2017年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2017年9月	ユーザー参加型のオーディションプラットフォーム「reelオーディション2017のちスタ」(注10)を開始。
2018年1月	カプセルジャパン株式会社と資本・業務提携契約を締結。
2018年2月	YouTubeチャンネル「UUUM GOLF」(注11)の運用を開始。
2018年7月	株式会社チョコレートとの資本・業務委託契約を締結。
2018年9月	レモネード株式会社と吸収合併契約を締結。
2018年11月	株式会社ガープと資本・業務委託契約を締結。
2019年2月	UUUMウェルス株式会社(注12)を設立。
2019年4月	宮崎市と立地協定を締結。
2019年7月	株式会社ピースオブケイク(現:note株式会社)と資本・業務提携契約を締結。
2020年3月	本社を東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワーへ移転。
2020年6月	吉本興業株式会社と業務提携契約を締結。
2021年6月	P2C Studio株式会社、UUUM GOLF株式会社を設立(注13)。
2021年12月	LiTMUS株式会社を設立(注14)。
2021年12月	株式会社 Samurai 工房と資本業務提携契約を締結。
2022年8月	株式会社博報堂DYメディアパートナーズとの合併会社 株式会社HUUMを設立。
2023年2月	カルチュア・エンタテインメント株式会社と資本業務提携契約を締結。
2023年8月	株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約締結
2023年9月	親会社及び主要株主である筆頭株主が株式会社フリークアウト・ホールディングスに異動。

- 注1. YouTuberとは、YouTube(YouTube,LLCが運営する動画共有ポータルサイト)上で独自に制作した動画を継続して公開している人物や集団を指す名称であります。当社ではYouTuberをはじめコンテンツを発信している個人を総称してクリエイターと呼んでおります。
2. 「Yの冒険」とは、当社所属のクリエイターをモチーフにしたカジュアルスマホゲームのことであります。
 3. MCN(マルチチャンネルネットワーク)とは、複数のYouTubeチャンネルと連携し、動画制作、企業とのタイアッププロモーション、視聴者の獲得、ノウハウ提供、デジタル著作権管理、収益受け取りなどの面で支援を提供する事業のことであります。
 4. 「ボンボンTV」とは、株式会社講談社との共同プロジェクトとして運営するYouTube上のチャンネルであり、番組形式で日々動画の配信を行っております。基本的にクリエイターは出演するのみで、構成、撮影、編集などは当社中心に行っております。
 5. 「U-FES.」とは、クリエイターとファンが交流するリアルイベントであります。
 6. 「青鬼2」とは個人ゲームクリエイターであるnoprops氏が制作した、動画再生数累計1億回突破(2017年4月30日時点)のホラーゲーム「青鬼」の続編であります。
 7. 「UUUM FANS」はクリエイターとファンをつなぐ総合アカウントであります。
 8. 「Video Pizza」とはJukin Media, Inc.の持つ面白映像やハプニング映像をピックアップし、番組形式で配信するチャンネルであります。
 9. 「Youと恋する90日間」は、人気YouTuberとの仮想恋愛を楽しむ恋愛シミュレーションゲームであります。
 10. 課題をクリアしながら応援を集めるユーザー参加型のオーディションプラットフォームです。
 11. 当社が運営する、ゴルフをテーマとしたYouTubeチャンネルです。
 12. UUUMウェルス株式会社は当社の子会社であります。
 13. P2C Studio株式会社、UUUM GOLF株式会社は当社の子会社であります。
 14. LiTMUS株式会社は当社の子会社であります。
 15. 2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分の見直しによりマザーズからグロース市場へ移行しております。

3 【事業の内容】

当社グループは「想いの熱量でセカイを切り拓く」を企業理念として掲げ、情熱をもって好きなことや実現したいことに取り組む人たちと共に、テクノロジーとプロデュースの力で、日々新たなコンテンツを創り続け、社会課題を解決する為の良質なエコシステムを形成するクリエイティブエージェンシーです。

テレビ、ラジオなどをはじめ、従来のメディアではコンテンツを制作・発信する人(送り手)とそれを体験する人(受け手)は別々でした。しかし、インターネットの普及により、誰もがコンテンツを発信することが可能となり、一方の受け手も視聴するコンテンツが多様化してきました。一個人がコンテンツの受け手から送り手になり、そこにまたファン・視聴者等が生まれるという循環が起こり、新たな文化や経済圏を生む原動力となっています。当社グループは個人のメディア化やその先にある個人経済圏の拡大を後押しし、情熱と熱量をもって取り組むあらゆるステークホルダーを支え、固定概念に囚われず、エンターテインメントを通じて人々が笑顔になれる社会、持続的な発展ができる社会の「共創」を目指しています。

当社グループでは、コンテンツを発信している個人を総称してクリエイターと呼んでおります。当社に所属するクリエイターは、専属プロデュース契約を締結する専属クリエイターと、MCN規約に同意するネットワーククリエイターの2種類の形式が存在します。当社ではクリエイターに対して、様々なサポートを提供しております。具体的には、タイアップ案件(注1)における企業との架け橋、イベント企画、グッズの販売など、個人では難しい取り組みのサポートに加え、動画制作に利用可能な素材の提供や編集サポート、人気のあるクリエイターとの共演機会の提供など、動画視聴者増加につながるサポートの提供も行っております。また、著作権、肖像権、景品表示法等の各種ガイドラインの提示や研修の実施を通じて、コンテンツの健全化を図っております。なお、専属クリエイターとネットワーククリエイターでは、サポート内容は異なっております。当社は専属クリエイターを中心にビジネス展開してきましたが、他事務所に所属するクリエイターや様々なプラットフォームで活躍する個人のクリエイターとのビジネスも広がっております。所属にとらわれずクリエイターとのビジネス共創を行ってまいります。

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであります。クリエイターの日常的なマネジメントサポートを超えて、それぞれのクリエイターが目指す世界観を活かしたビジネスを共創する「インフルエンサーギャラシー」と、コンテキスト(文脈・ストーリー)をかけあわせたプランニングでヒト、モノ、コトを突き動かすマーケティングを行う「コンテキストドリブンマーケティング」を展開しております。

(注1) タイアップとは、顧客企業の商品やサービスを紹介した動画をクリエイターが制作し、自身のチャンネルで公開することによるプロモーション施策です。

インフルエンサーギャラクシー

インフルエンサーギャラクシーは、アドセンス、グッズP2C、その他の3つの区分で管理しております。

() アドセンス

アドセンスとは、YouTube上に流れる広告による収益の一部をYouTubeから受領するアドセンス収益を指します。一般的に、YouTube上の動画視聴に付随して発生する広告収益のうち一部がアドセンス収益としてクリエイターに還元されておりますが、専属クリエイターがYouTubeに投稿した動画の場合、当社がクリエイターのアドセンス収益を一括して受け取り、受領額を当社収益として計上し、その一部をクリエイターに支払います。当社はアドセンス収益の拡大に向けて、新たなクリエイターのスカウト活動や、クリエイターへの各種サポートの充実、クリエイターの新たな活動機会の創出などに努めております。一方で、ネットワーククリエイターや業務提携締結先につきましては、当社がYouTubeに関する様々なサポートを提供し、アドセンス収益を代理受領する立場にあるため、サービス手数料部分を売上として計上しております。

当社所属クリエイターの単月動画再生回数は2023年5月期平均では46.5億回であったのに対し、2024年9月期平均では47.4億回となり、拡大しております。また、2024年9月30日時点において、当社の専属クリエイターは156組、専属クリエイター、ネットワーククリエイターを含めた所属チャンネル数は15,582チャンネルです。

() グッズP2C

社内外のクリエイターのファンに向けた様々なオリジナルグッズの販売やクリエイターと共にブランドや商品を企画し、店舗流通を巻き込みながら商品展開するP2C(Person to Consumer)ビジネスを行っております。受注生産型、オンデマンド型、在庫販売型、イベント販売、ライセンス、卸販売など、クリエイターに応じて最適な方法でビジネスを展開しております。主に商品販売や卸販売による売上を収益として計上しております。

() その他

ゲームアプリの広告収益及び課金収益、イベントのチケット販売収益や協賛金売上、YouTube以外のプラットフォームからの収益、音楽販売収益、書籍等の印税収益などを計上しております。

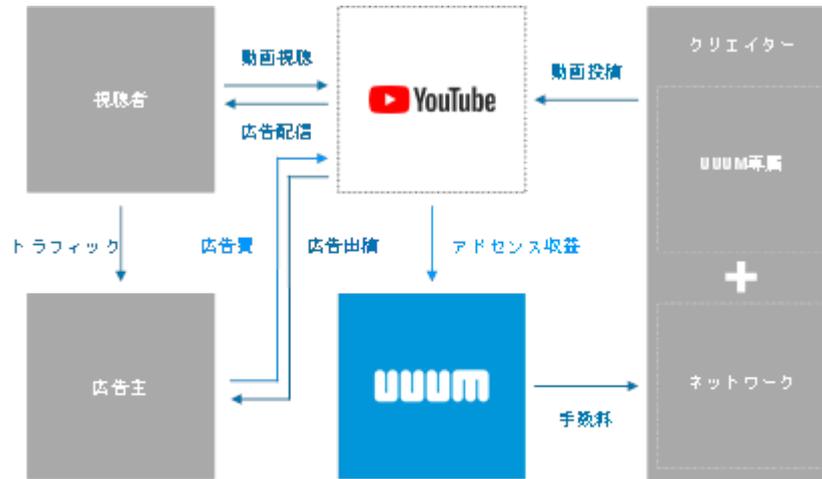
所属クリエイターの四半期別の期末所属チャンネル数と各期間中の合計動画再生回数は以下のとおりであります。

	期末所属チャンネル数(注) 1 (単位：チャンネル)	3ヶ月合計動画再生回数 (単位：百万回)
2020年5月期第1四半期	8,668	11,570
2020年5月期第2四半期	9,170	10,912
2020年5月期第3四半期	9,734	11,364
2020年5月期第4四半期	10,733	14,413
2021年5月期第1四半期	12,354	12,788
2021年5月期第2四半期	12,729	11,576
2021年5月期第3四半期	13,767	11,345
2021年5月期第4四半期	14,440	11,637
2022年5月期第1四半期	13,172	12,358
2022年5月期第2四半期	13,550	11,690
2022年5月期第3四半期	13,525	12,988
2022年5月期第4四半期	13,818	11,892
2023年5月期第1四半期	14,021	13,703
2023年5月期第2四半期	14,162	13,205
2023年5月期第3四半期	14,316	14,339
2023年5月期第4四半期	14,622	14,564
2024年9月期第1四半期	14,730	14,971
2024年9月期第2四半期	14,784	13,581
2024年9月期第3四半期	14,860	14,167
2024年9月期第4四半期	15,308	14,551
2024年9月期第5四半期	15,582	18,555(注) 2

(注) 1 . 期末所属チャンネル数は、専属プロデュース契約を締結する専属クリエイターおよびMCN規約に同意するネットワーククリエイターのチャンネル数の総計になります。なお、専属クリエイターからは動画再生回数に応じたアドセンス収益を得ており、ネットワーククリエイターからはチャンネル毎にサービス利用料を受領しています(専属プロデュース契約およびMCN規約については、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください)。

2 . 2024年6月から2024年9月までの4ヶ月間の合計動画再生回数となっております。

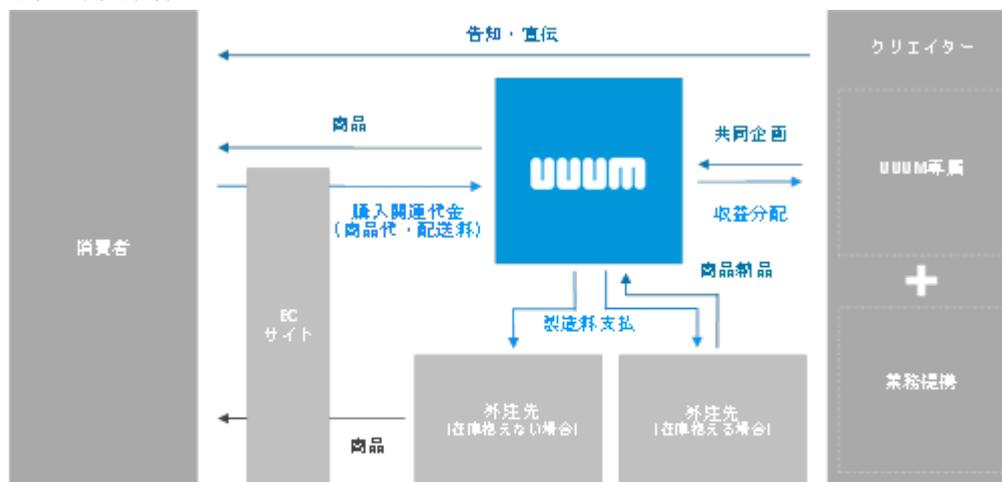
図：アドセンスのビジネスモデル



アドセンス収益（当社売上）＝動画再生回数×再生単価

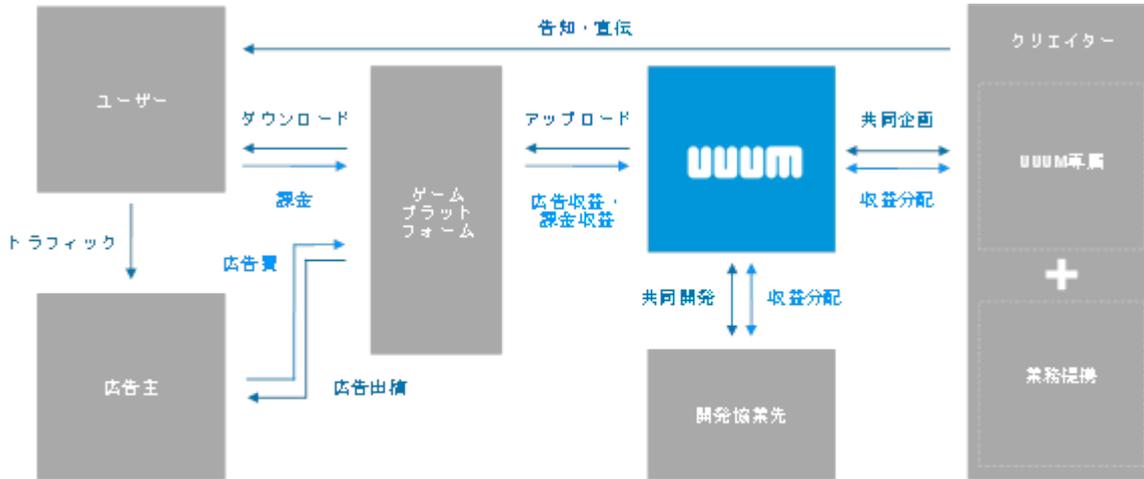
※ネットワーククリエイター等一部クリエイターにおいてアドセンス収益（当社売上）＝動画再生回数×再生単価×手数料

図：グッズのビジネスモデル



グッズ収益（当社売上）＝商品代金＋配送料

図：ゲームのビジネスモデル



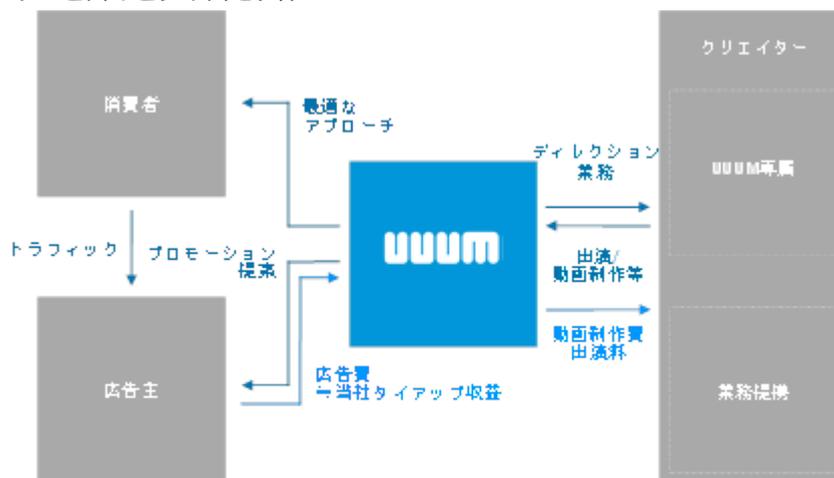
ゲーム収益（当社売上）＝ゲーム広告収入＋ゲーム課金収入

コンテキストドリブンマーケティング

コンテキストドリブンマーケティングにおける収益は大きく2つあり、1つ目はタイアップ動画などインフルエンサーを活用したプロモーションによる広告売上です。タイアップ動画とは顧客企業の商品やサービスを紹介した動画をクリエイターが制作し、自身のチャンネルで公開するというもので、顧客企業より対価としてプロモーション料を受領し、受領額を当社売上として計上し、その一部を動画制作費としてクリエイターに支払います。当社の営業部門が広告主や広告代理店に対して社内外のクリエイターを活用したプロモーションの提案を行い、案件受注後は公開日に向けてクリエイターのタイアップ動画制作をサポートしていきます。また、当社はプロモーション効果を最大化させるため、YouTube以外のプラットフォームやテレビなど多様なメディアを活用したソリューションの提案や、当社独自の動画広告素材を活用した広告運用などデジタル領域における幅広い広告メニューを展開しております。

2つ目は、タイアップ動画や自社運営チャンネル等の動画制作による制作売上です。タイアップ等の案件を獲得後、自社内で動画をはじめとしたクリエイティブを制作しております。

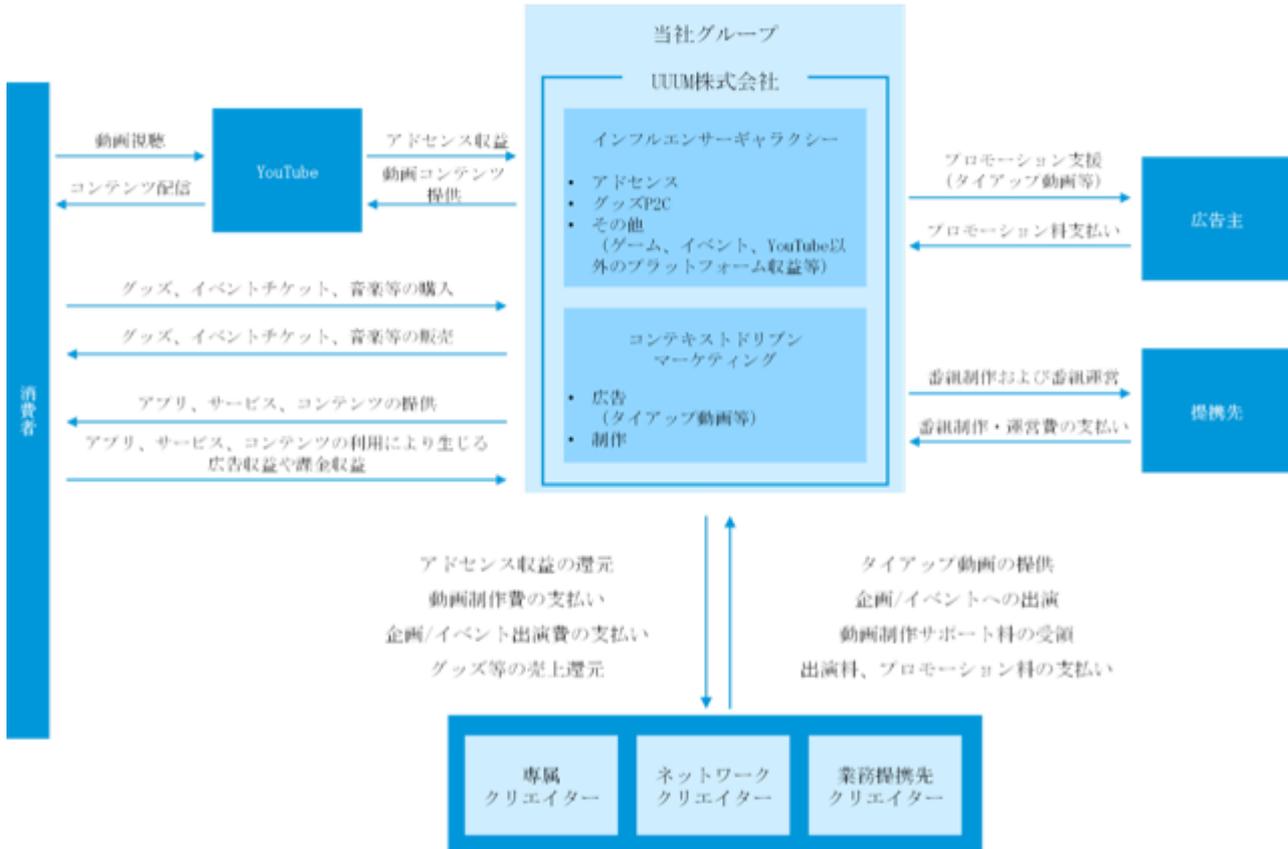
図：マーケティングサービスのビジネスモデル



タイアップ収益（当社売上）＝媒体費・制作費・キャスティング費・PR費・キャンペーン費等

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社フリークアウト・ホールディングス (注) 1	東京都港区	3,552	広告・投資・インフルエンサーマーケティング事業	被所有 52.41	営業上の取引 管理業務委託 役員の兼任
(連結子会社) UUUM PAY 株式会社	東京都港区	1,000	企業の事務業務の代行	100.00	当社所属クリエイター への支払業務全般の委託先 役員の兼任
(連結子会社) UUUMウェルス 株式会社	東京都港区	5,000	金融サポート業務	100.00	当社所属クリエイター への金融サポート業務 委託先 役員の兼任
(連結子会社) P2C Studio 株式会社(注) 2、3	東京都港区	10,000	クリエイター関連グッズの企画・仕入・販売 事業	100.00	当社所属クリエイター の関連グッズの企画・ 仕入・販売等 役員の兼任
(連結子会社) UUUM GOLF 株式会社	東京都港区	10,000	YouTube上のチャンネル 「UUUM GOLF」事業	100.00	YouTube上のチャンネル 「UUUM GOLF」への 当社クリエイターの出 演等 役員の兼任
(連結子会社) LiTMUS 株式会社	東京都港区	10,000	ゲーム・IP事業	100.00	当社所属クリエイター とのゲームタイトルの 企画、プロモーション 等 役員の兼任
(持分法適用関連会社) 株式会社 HUUM	東京都港区	15,000	ライブコマース事業等	49.00	媒体社とインフルエンサーの連動による多面的な企画展開等 役員の兼任

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 特定子会社であります。

3. P2C Studio株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	5,914 百万円
	経常利益	113 "
	当期純利益	113 "
	純資産額	943 "
	総資産額	1,198 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
動画コンテンツ	511

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 2. 当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
511	32.2	3.96	5,604

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 提出会社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
19.0	81.0	78.2	78.2	80.3

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社グループは、「想いの熱量でセカイを切り拓く」という企業理念のもと、さらにクリエイティブエージェンシーとして独自のポジションを確立し、情熱をもって好きなことや実現したいことに取り組む人たちと共に、テクノロジーとプロデュースの力で、日々新たなコンテンツを創り続け、社会課題を解決する為の良質なエコシステムを形成することを目指しております。

(2) 経営環境・経営戦略等

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価上昇や金融引き締めの影響により、景気後退リスクは高まり、依然として先行き不透明な状況が続いております。こうした状況下において当社グループは、クリエイターサポート業務などを積極的に展開してまいりました。

国内の端末別インターネット利用状況に目を向けると、2023年にはスマートフォンを保有する世帯の割合が90.6%に達し(総務省2023年「通信利用動向調査」)、スマートフォンの普及や通信インフラの発展に伴い、動画視聴の機会が増加しています。

一方で、動画コンテンツにおいては長尺動画の再生数の比率は減少傾向にあり、収益化が黎明期であるショート動画の再生数は大きく増加しており、アドセンス収益は現時点で不透明な状況が続いております。

このような環境下において当社は、クリエイターとの共創事業であるプロモーションビジネスやグッズ・EC事業の拡大に注力し、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

(3) 対処すべき課題等

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

クリエイターサポートの強化

当社グループは、パディ(マネージャー)によるサポートからタイアップ案件の獲得、イベントの開催、クリエイターグッズの販売、バックヤードのサポートなど、様々な側面でクリエイターのバックアップに努めております。昨今の急速なデジタル化、技術の進展により、広告コンテンツ制作の効率が飛躍的に向上しており、クリエイターはより迅速かつ柔軟に対応できるようになっています。しかし、効率化が進む中で、個々のクリエイターが独自のクリエイティビティを発揮し、パーソナライズされたメッセージングを提供することは、競争の激しい市場において、ますます重要な要素となっています。当社はこの流れを活かし、クリエイターが効率を高めつつも、独自性を維持しながらファンとのつながりを強化できるよう、世界中のファンにアクセスし、新しい価値を提供できる環境の整備を進めてまいりました。現代のクリエイターエコノミーは急速に拡大しており、競争も激化しています。このような状況において、当社はクリエイターの多様なニーズに応える柔軟なサポートを提供し、彼らが持続可能なビジネスモデルを構築し続けられるよう尽力し、インターネット上で活躍する全てのクリエイターにとって、必要不可欠な存在を目指してまいります。

人材育成による生産性の向上

当社グループにとって最も重要な資産は「人」であり、優秀な人材の獲得や人材育成は当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループは、企業理念の社内浸透やリモートワーク環境の整備及びオンライン研修制度の整備を強化し、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性の向上に努めてまいります。

コンテンツ管理体制の強化

当社グループは、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的なメディアとしての視聴者獲得や広告主の獲得につながるのと考えるのもと、クリエイターに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力してまいりました。昨今では、インターネット上のコンテンツの健全性に対する世間の関心がますます高まっていることから、引き続き当社グループとしてコンテンツ管理体制を一層強化してまいります。

新しい収益柱の確立

当社グループは、アドセンス収益を中心としたマネジメントから、クリエイターとのビジネス深耕を中心とした新しいマネジメントとしてのインフルエンサー・ギャラクシービジネス事業と、タイアップを中心としたマーケティングサービスから、コンテンツからメディアまでをも扱う総合マーケティングサービスとしてのコンテキストドリブンマーケティング事業の両軸に注力していくことで収益多様化を実現してまいります。

M & Aによる成長加速

既存事業において、強化・領域拡大・効率化等の面でシナジーが発揮できる企業に対して業務提携やM & Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

組織体制の強化

当社グループの継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

継続的な業務改革への取り組み

クリエイターの活動領域の拡大に伴い、当社の事業領域は多岐に渡っております。事業の規模や多角化に合わせた業務改革を継続的に行っていくことで、会社全体の生産性向上に取り組んでまいります。具体的には、不採算又は成長性が期待できない事業の撤退・統合、ITシステムの導入、社内制度やオペレーションの見直し、人材戦略の見直しなどに中長期目線で取り組むことによって、社員一人当たりのビジネス有効時間の拡大や生産性の拡大、継続的な販管費のコントロールによりコスト削減を実現してまいります。

海外展開

当社グループの所属クリエイターの動画視聴層は国内がほとんどですが、海外にはより多くの潜在的な視聴者がいると考えております。海外のMCN（マルチチャンネルネットワーク）との協業を深めることにより、プロモーション案件の相互紹介やクリエイターのコラボレーションなど補完メリットを実現していきたいと考えております。また、海外コンテンツホルダーからのコンテンツ調達、海外プラットフォームへのコンテンツ提供にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

情報管理体制の強化

当社グループは、クリエイターの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当連結会計年度末において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティに対する考え方

当社グループは経営理念・パーパス実現に向けて、サステナビリティ基本方針を以下のとおりに定めております。

(サステナビリティ基本方針)

お客様	<p>エンターテインメントを通じてお客様の笑顔をつくりだすことを第一に、あらゆるお客様が笑顔になれるコンテンツを共創します。</p> <p>また、お客様が安全にエンターテインメントを楽しめる社会作りを行います。</p>
従業員	<p>私たちは人を最も重要な要素として捉え、従業員の人材開発・育成、キャリア支援に努めるとともに、従業員の多様性・人権の尊重を重視し、差別を一切行いません。</p> <p>また、全従業員に対し公正な労働条件を提供し、安全で健康的な労働環境を維持・向上するよう努めます。</p> <p>私たちは経営トップの率先垂範のもと、ミッションステートメントを基に行動する企業文化を育て、実践していきます。</p>
取引先	<p>私たちは、サプライヤー・取引先を尊重し、国籍・規模に関わらず広く門戸を開き、相互信頼を築き、共創を通じて相互繁栄に取り組みます。</p>
地球環境	<p>私たち自身ができる身近な取り組みをはじめ、私たちの強みを活かし、気候変動対策、地球温暖化の防止に関する情報を広く社会に届けるなど、アソビナカマとともに持続可能な未来への取り組みを行なってまいります。</p>
地域社会	<p>各国・地域の文化・慣習を尊重し、地域社会との共創・調和に努めます。</p>
株主・投資家	<p>対話に基づき、長期安定的な成長を通じ企業価値の向上を目指します。</p>

この基本方針に基づき、サステナビリティに係る施策の企画立案・審議・決議を行っています。

(2) 長期に取り組むべきマテリアリティ (重要課題)

当社グループは経営理念・パーパス実現に向けて「人・共創・文化・企業統治・環境」の5つの領域に重点を置き、「世界を切り拓く人材の育成と誰もが働きやすい環境を」「パートナーシップで市場の成長・開拓を」「誰もがエンターテインメントを安全に楽しめる社会へ」「企業成長を支える強固なガバナンス体制の構築」「次世代へ続く環境への取り組み」の5つのマテリアリティ (重要課題) に取り組みます。

領域	マテリアリティ	取り組む項目	概要
人	世界を切り拓く人材の育成と誰もが働きやすい環境を	人的資本投資 従業員のエンゲージメント DE&I 労働慣行/働き方 人権の尊重 従業員の健康と安全	<p>私たちが最も重要視するのは「人」です。人的資本に対する投資、従業員のエンゲージメントを高めることを自社の最重要課題としています。 U U U Mの持続的な成長には、人の力が不可欠です。革新的な共創、コンテンツ、笑顔になれるエンターテインメントを生み出し、会社を成長させてきたのは、人による力です。</p> <p>また、従業員の多様性や、さまざまなバックグラウンドに対する柔軟な働き方など、人に対する尊重を重んじ、誰もがU U U Mで働くことにやりがいを感じてイキイキと働くことができる環境を目指してまいります。</p>
共創	パートナーシップで市場の成長・開拓を	市場の成長・開拓 地域・コミュニティの連携	<p>我々が市場を成長・開拓することは、企業と社会の持続性を高めることに繋がります。私たちの強みであるコンテキストを起点とした「共創」の価値を広く世の中に広めると共に、クリエイターはもちろん、さまざまなパートナーと協力して市場を切り拓きます。</p> <p>取り組みとして、共創事例・共創実績等を発信していくことにより、共創価値を認知・浸透させ高めてまいります。</p>

領域	マテリアリティ	取り組む項目	概要
文化	誰もがエンターテインメントを安全に楽しめる社会へ	エンタメ文化の醸成 ネットリテラシーの向上、誹謗中傷対策	<p>世の中の笑顔を増やすため、多くの人がエンターテインメントに触れられる文化の醸成を行ってまいります。</p> <p>また、安全にエンターテインメントを楽しめるよう、誹謗中傷の対策やインターネットリテラシーの向上、SNSで安全に楽しむための啓蒙など、誰もが安全にエンターテインメントを楽しめる世界を目指してまいります。</p> <p>取り組みとして、クリエイターや当社の強みである企画力・コンテンツ制作力を活かし、コンテンツを通じて世の中のネットリテラシー向上に取り組んでまいります。</p>
企業統治	企業成長を支える強固なガバナンス体制の構築	コーポレート・ガバナンス 情報セキュリティ システム体制的リスクの管理 ビジネス倫理 責任ある投資	<p>私たちは、発信力・影響力への自覚と責任を持ち、安心して従業員が事業活動に集中できるよう、強固な体制を構築・維持していくことを目指します。</p> <p>また、あらゆる資源への適切かつ効率的な投資を行い、持続的な発展、市場の成長を促してまいります。</p> <p>取り組みとして、ガバナンス体制の効率的かつ強固な運用を実現するための施策検討を行ってまいります。</p>
環境	次世代へ続く環境への取り組み	気候変動対応 ゴミ・廃棄物管理	<p>持続的な企業成長や社会の実現、世の中の笑顔を増やしていくために、私たち自身ができる身近な環境問題、ゴミ・廃棄物への取り組みや、当社の強みを活かし、環境問題に関する情報を広く社会に届けるなど、アソビナカマとともに未来に向けた取り組みを行なってまいります。</p> <p>取り組みとして、社内外ともに啓発活動を実施し、意識の醸成を行なってまいります。</p>

(3) 戦略

(人的資本への取り組み)

私たちは最も「人」を重要視し、人的資本に対する投資、従業員のエンゲージメントを高めることを自社の最重要課題としています。

UUUMグループの持続的な成長には、人の力が不可欠です。革新的な共創、コンテンツ、笑顔になれるエンターテインメントを生み出し、会社を成長させてきたのは、人による力です。私たちは人に対して十分な投資を行うことで、企業も人材も成長することができ、世の中の笑顔を増やすことができると信じています。

そして、従業員の多様性や、さまざまなバックグラウンドに対する柔軟な働き方など、人に対する尊重を重んじ、誰もがUUUMグループで働くことにやりがいを感じてイキイキと働くことができる環境作りに努めてまいります。

人材育成方針

当社グループは、経営理念・パーパス実現に向けて、人材マネジメントポリシーを「Value Creation All Creator (自己を超え、チームでエンタメを創造する)」と定めました。

ひとりひとりが世の中に発信したいと企てる「新しい体験」を、個人の圧倒的な「当事者意識」と「専門スキル」をベースにしたチームワークによる共創でスピードをもって実現してまいります。そのために個人とチームの能力を最大限に発揮するための機会を提供し、成果に対してしっかりと応える環境作りに努めてまいります。

<取り組み例>

- ・個人とチームの能力を最大限発揮するために、組織マネジメント・チームビルディングを担うリーダーの育成を重要視し、管理者としての知識習得、スタンス醸成を学習テーマに新任リーダー・管理者向けの研修実施を行っています。
- ・オンボーディング及びOJT担当者として、中途社員にはインストラクターを3か月間、新卒入社社員には育成担当者を1年間、入社者1名につき1名任命しています。インストラクター、育成担当者共に受入前研修の実施、新入社員及びインストラクター・育成担当者へのランチ費用補助、双方からのアンケートの実施等を通じて離脱防止と早期の戦力化の実現に努めております。

社内環境整備方針

当社グループは、安全と心身の健康を守るとともに、革新的なイノベーションやエンターテインメントは多様な思想や個性によって創造されると考えており、あらゆる多様性を認め、誰もが働きがいをもって笑顔で活躍できる環境を作ってまいります。またその結果として2024年11月、LGBTQ+などの性的マイノリティに関するダイバーシティマネジメントの促進と定着を支援する任意団体「work with pride」が策定する「PRIDE指標2024」において、「ブロンズ」認定を獲得いたしました。

<取り組み例>

- ・SOGIE（性的指向、性自認、性表現）に関わらず、一人ひとりが自分にプライドを持ち、自分らしくパフォーマンスを発揮できる企業を目指すための研修を従業員向けに実施しております。そのほか、SOGIEについて、作品を通じて理解を深めるための映画上映会や、レンタル自由な図書コーナーの設置、イントラネットによる啓発や情報発信、社内での推進POPの設置、リモートワークの背景にALLYを表明するアイコン入りの背景を制作するなどの取り組みを実施しております。
- ・家庭、育児、自己研鑽、エンタメへの接触機会増大も含めたプライベートとの両立促進として、一部社員を除き全従業員の約77%にフレックス制度を適用しております。
- ・両立支援、キャリアの公平化の観点で、男性従業員の育児休業取得率向上に取り組んでおります。全社単位での啓蒙や個別面談等を通じ、11期の当社の男性育児休業取得率は81.0%となっております。

(重要な指標及び目標)

当社グループは、革新的なイノベーションやエンターテインメントは多様な思想や個性によって創造されると考えています。

現在の当社の管理職に占める女性労働者の割合(注1)は19.0%であり、今後、女性の活躍推進として研修や育成を積極的に実施し、当該割合を2025年5月までに20%まで引き上げることを目標としています。男女間の賃金の差異についても、女性管理職の増加を以って縮小を図って参ります。

そのほか、両立支援・キャリアの公平化の観点で男性従業員の育児休業取得率向上に取り組み、全社単位での啓蒙や個別面談等を通じ、男性育児休業取得率は81.0%(注2)となっております。当該割合は、引き続き80%以上を維持することを目標としております。また、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業として、2024年2月、厚生労働省が認定する「えるぼし認定」において、3段階目(3つ星)を取得しました。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(4) ガバナンス

当社グループのサステナビリティに関する方針及び取り組みは、議長である代表取締役社長及び代表取締役社長から指名を受けた執行役員(取締役との兼務含む)で構成された重要事項報告審議会において協議・報告を行い、重要なものについては取締役会に報告いたします。

また、リスク管理においては、代表取締役社長を委員長として関係役員・部門長等がメンバーであり各リスク対策チームで構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会により、事業全般のリスクに関してリスク管理を行い、議論の内容は取締役会、重要事項報告審議会において報告をしております。

さらに、会社の長期的な成長に向けたサステナビリティへの取組みを強化するため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会では、サステナビリティの取組み推進に向けた、重要課題(マテリアリティ)や施策などについての協議、決定議論を行っております。また、各マテリアリティ毎に設置される分科会にて実施される取組みの進捗状況を定期的に確認し、重要なものについては取締役会に報告いたします。

(5) リスク管理

当社グループでは、サステナビリティに関連するリスクも含め、当社グループを取り巻くあらゆる業務や取引における潜在的なリスクを正しく認識し、適切に管理することを経営の最重要課題の一つとして捉え、そのリスクの評価及び管理機能の強化を図っています。

(リスク管理体制)

当社は、当社グループのリスク管理体制構築の一環として、コンプライアンス・リスクマネジメントを統括する委員会を設置し、その責任者である委員長は、代表取締役となっております。当社のコンプライアンス推進やリスク対策の施策等を審議・決定した上で指示命令、その活動状況を取締役に報告しております。

3 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境にかかわるリスクについて

国内オンライン動画広告市場について

当社グループが事業を展開するオンライン動画広告市場は、「2023年日本の広告費インターネット広告媒体費詳細分析」(注)によると、2023年には6,860億円まで成長したとされています。このように国内の動画広告市場は拡大基調にあるものの、年間で7兆円と言われる日本の広告市場(株式会社電通「2023年日本の広告費|媒体別広告費」)に比べて広告市場規模は小さい状況です。

一方で、株式会社博報堂DYメディアパートナーズが発表した「メディア定点調査・2024」によると、携帯電話/スマートフォンとタブレット端末を合計したメディア接触時間は1日あたり199.6分とテレビのメディア接触時間である122.5分を超える結果となり、若い世代を中心にエンターテインメントとしてオンライン動画を楽しむスタイルが更に定着しつつあります。今後もブロードバンドの普及に伴ってオンライン上の動画コンテンツをいつでもどこでも見られる環境が整うことによって、オンライン動画の視聴頻度はますます増加すると考えており、消費者の視聴スタイルの変化に合わせて動画広告市場もオンライン動画広告市場へシフトしていくと考えております。

しかしながら、消費者のオンライン動画に対する視聴回数や視聴時間が伸び悩み、上記の予測通りにオンライン動画広告市場が拡大しなかった場合、再生回数、再生当たりの広告収益、タイアップ動画広告収入等が見込みを下回り、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注) 出所：株式会社CARTA COMMUNICATIONS、株式会社電通、株式会社電通デジタル、株式会社セプテーニ・ホールディングスが共同で発表した資料です。

広告市場の動向について

当社グループの主な収益源であるアドセンス収益、タイアップ動画広告はいずれも企業の広告出稿需要に依存しており、景気の低迷等の理由により広告出稿が落ち込んだ場合は当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

現在、国内でクリエイター関連のビジネスを行う競合企業は複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入が相次ぐと考えております。当社グループはオンライン動画におけるトップクリエイター達のマネジメントに注力するとともに、トップクリエイターとのビジネス共創を実現し、クリエイターの健全な個人経済圏の拡大に寄与してまいりました。

これらの実績と経験に基づき、クリエイターへのマネジメントサポート体制やノウハウ、クリエイターとのビジネス共創におけるディレクション能力においては競争優位性を持っていると考えておりますが、新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容にかかわるリスクについて

他社の運営している動画配信サービスへの依存について

当社グループの動画コンテンツ事業はYouTube等の他社が運営する動画配信サービス上において、サービスを提供しております。そのため、動画配信サービスの運営会社の事業戦略の転換によって、当社グループのサービスが当該動画配信サービス上で展開できなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループのサービスを提供している動画配信サービスが、利用者数の減少などにより、マーケティング媒体としての価値を低下させた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Google LLCとの契約について

当社グループはGoogle LLCとの契約(CONTENT HOSTING SERVICES AGREEMENT)に基づき、当社グループが同社に対し、当社グループが管理する動画コンテンツの利用許諾を行う一方で、当社グループは、同社から提供されるツールを使用して、YouTube上において当該コンテンツを管理し、当該コンテンツから生じる収益の一定料率分を受領しております。当該契約は当初Google Ireland Limitedとの間で2013年12月に発効し、1年間の契約期間で、30日前の終了通知がない限り、さらに1年間自動更新されることになっております。現時点で当該契約が解除になる事由は発生しておりませんが、当該契約が終了する契機としては、当社グループの、破産等の債務超過、事業の譲渡等及び秘密保持や保証違反等の当該契約上の重要な条項の違反が解除事由とされており、また、両当事者ともに30日前に通知することで中途解約することができるとされております。当該契約が解除された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定のクリエイターへの依存について

人気チャンネルを保有するクリエイターの活動が休止・停止した場合や、スキャンダルや炎上によりクリエイター活動に影響が生じた場合、また当社グループがマネージメント戦略上クリエイターの活動を抑制した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、専属プロデュース契約はその期間が限定されており毎回更新できる保証はなく、上記のような人気チャンネルを保有するクリエイターとの専属プロデュース契約が更新に至らなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、クリエイターが1ヵ月間で対応できるタイアップ動画本数には限りがあるため、特定のクリエイターに案件が集中してしまった場合は全ての案件を受けることが出来ず、機会損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業開発について

当社グループの今後の事業展開としまして、事業規模の拡大と高収益化を目指して、既存事業に留まらず新規事業開発に積極的に取り組んでいく方針であります。とりわけ新規事業の立ち上げについては、既存事業よりもリスクが高いことを認識しております。入念な市場分析や事業計画構築にも関わらず、予測とは異なる状況が発生し、計画どおりに進まない場合は、投資資金を回収できず当社グループの業績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループの事業は、すべてインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大や地震などの自然災害や事故などにより予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開について

当社グループの事業活動は、現状、国内における事業活動が中心であります。既存コンテンツの海外展開や海外大手MCNとの協業を通じた海外広告主の獲得にも積極的に取り組んでいく予定であります。

しかしながら、こうした国々での著作権に関する法規制やその実施体制は未だ整備中であると同時に、国際情勢や各国との国際関係等による影響により、当社グループの各種権利が侵害されたり、当社グループが期待する程の収入を確保できない可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新によるリスク

当社グループの事業領域である動画というフォーマット自体が技術革新によりなくなる可能性は低いと考えておりますが、中長期的に動画の制作方法が技術革新により大きく変化し、当社グループがそのトレンドについていけなかった場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理に関するリスク

当社グループは、クリエイターやグッズ購入者等の個人情報を保有しています。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底など、個人情報の管理体制の整備をおこなっていますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的リスクやレピュテーションリスクについて

知的財産権の侵害

当社グループのクリエイターが制作する動画などについて、第三者から意図せずに著作権、商標権その他の権利（以下「知的財産権」といいます。）を侵害される可能性や第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。知的財産権の第三者からの侵害に対しては、コンテンツ管理グループ、法務グループ及び関係部署がクリエイターと連携して対応しておりますが、インターネット上での権利侵害に対しては、法規制の未整備その他の問題から、知的財産権の保護を迅速かつ十分に受けることができない場合もあり、当社グループの事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

また、クリエイターによる意図せぬ知的財産権の侵害については、コンテンツ管理グループ、法務グループ及び関係部署がクリエイターと連携して、コンプライアンス研修の実施などの予防対策を講じておりますが、法解釈の相違等により、侵害が意図せず生じてしまう場合があり、当社グループの事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

動画内容に不適切な内容が入ることによるレピュテーションリスク

当社グループでは所属するクリエイターに対して公序良俗違反や著作権侵害につながるような動画は公開しないようにガイドラインを設け、指導に努めております。また、第三者からの指摘等により所属クリエイターが不適切な動画を公開していることを認識した場合はすみやかに対処するように努めております。しかしながら、当社グループの対応が不十分だった場合、当社グループのレピュテーション低下につながることで、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット、アプリ等についての法令の解釈適用に関するリスク

当社グループの主な事業領域であるインターネット上での動画配信やクリエイターを活用したプロモーション事業は、新しい業態の事業であるため、当社グループの事業遂行に関連して、著作権法のほか、肖像権・プライバシー権、特定商取引に関する法律、景品表示法、個人情報の保護に関する法律、動画配信事業にかかる租税法などに関して、現行の法令及び権利内容の解釈適用上で論点が生じる可能性があり、その結果として当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営体制について

優秀な人材の獲得・育成について

当社グループは、今後の企業規模の拡大に伴い、当社グループの理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社グループの事業および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であると認識をしており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底してまいります。が、事業が急拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他について

ストックオプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。2024年11月30日における新株予約権による潜在株式数は441,660株であり、発行済株式総数20,080,040株の2.2%に相当します。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当社グループは決算期変更に伴い、当連結会計年度は16ヶ月の変則決算となっております。このため、前年同期との比較は行っていません。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価上昇や金融引き締めの影響により、景気後退リスクは高まり、依然として先行き不透明な状況が続いております。こうした状況下において、当社グループは、クリエイターサポート業務などを積極的に展開してまいりました。

国内の端末別インターネット利用状況に目を向けると、2023年にはスマートフォンを保有する世帯の割合が90.6%に達し(総務省2023年「通信利用動向調査」)、スマートフォンの普及や通信インフラの発展に伴い、動画視聴の機会が増加しています。

一方で、動画コンテンツにおいては長尺動画の再生数の比率は減少傾向にあり、収益化が黎明期であるショート動画の再生数は大きく増加しており、アドセンス収益は現時点で不透明な状況が続いております。

このような環境下において当社は、クリエイターとの共創事業であるプロモーションビジネスやグッズ・EC事業の拡大に注力し、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は27,589百万円、営業利益は324百万円、経常利益は554百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は272百万円となりました。

なお、当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

(インフルエンサーギャラクシー)

当連結会計年度におけるインフルエンサーギャラクシーの売上高は、18,389百万円となりました。長尺動画の再生回数比率減少の影響により、当連結会計年度におけるアドセンス売上は10,060百万円となりました。また、グッズP2Cにおいては、ブランドの一部撤退等を行いました。既存ブランドの強化や主力商品の販売増加によって、売上高は6,284百万円となりました。その他においては、ゲームの一部タイトル撤退等を行いました。イベント開催の拡大により、売上高は2,044百万円となりました。

(コンテキストドリブンマーケティング)

広告出稿抑制及びマーケティングにおける案件の多様化を原因として、マーケティング事業が苦戦したことにより、当連結会計年度におけるコンテキストドリブンマーケティングの売上高は、9,199百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,658百万円増加し、5,890百万円となりました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、890百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益646百万円、減損損失647百万円の計上があった一方で、法人税等の支払額333百万円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により獲得した資金は、1,158百万円となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入394百万円、関係会社株式の売却による収入770百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により支出した資金は、390百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出396百万円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

生産に該当する事項が無いため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループの一部の事業で受注販売を行っておりますが、売上高に占める受注高の割合の重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を主要サービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
インフルエンサーギャラクシー	18,389,384	-
アドセンス	(10,060,424)	-
グッズP2C	(6,284,235)	-
その他	(2,044,724)	-
コンテキストドリブンマーケティング	9,199,897	-
合計	27,589,281	-

(注) 1. 決算期変更により、2024年9月期は16ヶ月間の変則決算となるため、前年同期比については記載していません。

2. 当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)		当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Google LLC	8,788,645	38.1	9,365,984	33.9

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における資産は、9,832百万円となり、前連結会計年度末に比べ606百万円減少いたしました。

流動資産は8,873百万円となり、前連結会計年度末に比べ589百万円増加いたしました。この主な内訳は、現金及び預金が1,658百万円増加し、未収消費税等が687百万円、商品が212百万円減少したことによるものであります。

固定資産は958百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,196百万円減少いたしました。この主な内訳は、投資その他の資産が431百万円、無形固定資産が711百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、6,171百万円となり、前連結会計年度末に比べ941百万円減少いたしました。

この主な内訳は、長期借入金が256百万円、未払費用が209百万円、一年内返済予定の長期借入金が139百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、3,660百万円となり、前連結会計年度末に比べ335百万円増加いたしました。この主な内訳は、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ9百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益272百万円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度の売上高は27,589百万円となりました。動画コンテンツにおいて長尺の再生数比率が下降傾向、収益化が黎明期であるショート動画の再生回数は大きく伸長しているものの、アドセンス収益としては現時点で不安定であること等を受けて、アドセンス売上が見込みを下回る結果となりました。また、広告出稿抑制及びマーケティングにおける案件の多様化を原因として、マーケティング事業が苦戦したことにより、見込みを下回る結果となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度の売上原価は19,203百万円となりました。これはアドセンスやマーケティングの売上が見込みを下回ったことに伴いクリエイターへの支払いも見込を下回ったためです。また、販売費及び一般管理費は8,061百万円となりました。これは主に構造改革による人員数適正化、広告宣伝費の抑制によるものです。この結果、営業利益は324百万円となりました。

経常損益

当連結会計年度の営業外収益は324百万円となりました。また、営業外費用は95百万円となりました。この結果、経常利益は554百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

税金等調整前当期純利益は646百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は272百万円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、事業運営上必要な資金を確保するとともに、経済環境の急激な変化に耐えうる流動性を維持することを基本方針としております。M&Aや設備投資資金については、営業活動により得られたキャッシュ・フロー及び金融機関からの長期借入を基本としております。短期資金需要については、営業活動により得られたキャッシュ・フローを基本としております。

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、上記「業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループは、「第2 事業の状況 『3 事業等のリスク』」に記載のとおり、市場の成長、競合他社、人材の確保・育成、法的規制など様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。短期的には、新規事業立ち上げに伴う優秀な人材の採用、新規事業立ち上げ費用等が先行して発生しますが、共創クリエイターの拡大とクリエイターとの共創事業を迅速に立ち上げることにより、現在のリーディングポジションを一層強固にし、更なる成長につなげたいと考えております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

今後の見通しに関しましては、当社グループの業績を取り巻く環境は社会活動の制限が緩和される中で、回復の兆しが見られました。しかしながら、世界的な物価上昇や金融引き締めの影響により、景気後退リスクは高まり、依然として先行き不透明な状況が続いております。こうした状況下においても、当社グループは、クリエイターサポート業務などを積極的に展開してまいりました。国内の端末別インターネット利用状況に目を向けると、2023年にはスマートフォンを保有する世帯の割合が90.6%に達し(総務省2023年「通信利用動向調査」)、スマートフォンの普及や通信インフラの発展に伴い、動画視聴の機会が増加しています。一方で、長尺動画の再生数の比率は下降傾向にあり、収益化が黎明期であるショート動画の再生数は大きく増加しており、アドセンス収益は現時点で不透明な状況が続いております。

これを受けて当社は、クリエイターとの共創事業であるプロモーションビジネスやグッズ・EC事業の拡大に注力し、事業基盤の強化に取り組んでまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 専属プロデュース契約

契約締結日	クリエイターにより異なる
契約の名称	専属プロデュース契約、専属クリエイター契約
相手方の名称	クリエイター
契約期間	契約締結日から2年間(自動更新あり)
契約の概要	当社はクリエイターに対し、プロデュース業務を提供する。

(2) MCN利用規約

契約締結日	クリエイターにより異なる
契約の名称	MCN利用規約
相手方の名称	クリエイター
契約期間	なし
契約の概要	当社はクリエイターに対し、動画素材、研修機会、企業とのタイアップ案件等のクリエイターサポートサービスを提供する。

(3) コンテンツ管理契約

契約締結日	2013年12月3日
契約の名称	CONTENT HOSTING SERVICES AGREEMENT
相手方の名称	Google LLC
所在地	1600 Amphitheatre Pkwy Mountain View, CA 94043 United States
契約期間	契約締結日から1年間(自動更新あり)
契約の概要	当社が管理する動画コンテンツの利用許諾を行う一方で、当社は、Google LLCから提供されるツールを使用してYouTube上において当該コンテンツを管理し、当該コンテンツから生じる収益を受領する。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資（無形固定資産を含む）の総額は92,663千円であり、その主な内容は、備品購入費用8,157千円、ゲーム開発費等84,505千円であります。

また、当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務所設備	79,751	27,113	106,865	481
支店 (宮崎県宮崎市)	事務所設備	0	1,511	1,511	30

(注) 1. 当社には、現在休止中の設備はありません。

2. 建物は賃借物件であり、その概要は下記のとおりであります。

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	3,328.96	437,457
支店 (宮崎県宮崎市)	支店事務所	397.42	6,762

(注) 当事業年度は決算期変更により16か月となっておりますが、2023年10月1日から2024年9月30日までの12か月間で計算した金額を記載しております。

3. 従業員数は、就業人員数であります。

4. 当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	68,400,000
計	68,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,027,640	20,080,040	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	20,027,640	20,080,040	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2014年12月1日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：外部協力者1名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	750	750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1、5	90,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	無期限	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167(注)5 資本組入額 83(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

(1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

(1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

権利者は、株式公開がなされた日から10年を経過した日(但し、その日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日とする。)以降、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(注) 4

会社は、以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じたときは本新株予約権を無償で取得することができる。会社は、以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、会社は以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたとき
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は会社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が会社又は会社子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が死亡した場合(相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。)

(注) 5

2017年5月25日付で普通株式1株につき40株の割合、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(2014年12月1日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役3名、当社従業員9名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	200	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)1、5	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2、5	-
新株予約権の行使期間	自 2016年12月2日 至 2024年12月1日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167(注)5 資本組入額 83(注)5	-
新株予約権の行使の条件	(注)3	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3)(2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

権利者は、株式公開がなされた日から10年を経過した日(但し、その日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日とする。)以降、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(注) 4

会社は、以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じたときは本新株予約権を無償で取得することができる。会社は、以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、会社は以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたとき
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合
会社又は会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
会社又は会社子会社の使用人
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は会社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が会社又は会社子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が自己に適用される会社又は会社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等、会社又は会社子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が会社又は会社子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (6) 権利者が死亡した場合(相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。)

(注) 5

2017年5月25日付で普通株式1株につき40株の割合、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(2015年7月24日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数: 当社従業員32名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)6	10(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1、5、6	1,200(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2025年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 184(注)5 資本組入額 92(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(注) 4

会社は、以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じたときは本新株予約権を無償で取得することができる。会社は、以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、会社は以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたとき
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合
会社又は会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
会社又は会社子会社の使用人
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は会社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が会社又は会社子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が自己に適用される会社又は会社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等、会社又は会社子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が会社又は会社子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (6) 権利者が死亡した場合(相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。)この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行う。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略する。

(注) 5

2017年5月25日付で普通株式1株につき40株の割合、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 6

「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

第5回新株予約権(2015年11月20日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：外部協力者10名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000(注)1、5	108,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	無期限	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 184(注)5 資本組入額 92(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

権利者は、株式公開がなされた日から10年を経過した日(但し、その日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日とする。)以降、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(注) 4

会社は、以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じたときは本新株予約権を無償で取得することができる。会社は、以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、会社は以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたとき

(2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合

(3) 権利者が下記の身分を喪失した場合

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は会社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が会社又は会社子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(5) 権利者が死亡した場合(相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。)この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行う。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略する。

(注) 5

2017年4月14日開催の取締役会決議に基づき、2017年5月25日付で普通株式1株につき40株の割合、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権(2017年2月23日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役3名、当社従業員107名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	458(注)6	458(注)6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,960(注)1、5、6	54,960(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	367(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年2月23日 至 2027年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 367(注)5 資本組入額 183(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われないものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(注) 4

会社は、以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じたときは本新株予約権を無償で取得することができる。会社は、以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、会社は以下の(1)から(6)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたとき
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合
会社又は会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
会社又は会社子会社の使用人
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は会社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が会社又は会社子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が自己に適用される会社又は会社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等、会社又は会社子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が会社又は会社子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (6) 権利者が死亡した場合(相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。)この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行う。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略する。

(注) 5

2017年5月25日付で普通株式1株につき40株の割合、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 6

「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

第10回新株予約権(2017年6月23日臨時株主総会決議)

(付与対象者の区分及び人数：外部協力者1名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1、5	6,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	684(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	無期限	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 684(注)5 資本組入額 342(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われぬものとする。

(注)3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

権利者は、株式公開がなされた日から10年を経過した日(但し、その日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日とする。)以降、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(注) 4

会社は、以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じたときは本新株予約権を無償で取得することができる。会社は、以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得する。また、会社は以下の(1)から(5)までに定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたとき
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- (3) 権利者が下記の身分を喪失した場合
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は会社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が会社又は会社子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により会社又は会社子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
権利者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が死亡した場合(相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。)この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行う。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略する。

(注) 5

2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権(2018年8月21日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数: 当社従業員2名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1、4	6,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,090(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年8月22日 至 2028年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,090(注)4 資本組入額 2,045(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

(注) 2

- (1) 会社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、()時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。)、または()時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。)の発行または処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得および取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前および上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行または処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数および発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数または自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) (2) ()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当てまたは株式無償割当て以外の方法で普通株式または潜在株式等を発行または処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(2)に基づく調整は行われぬものとする。

(注) 3

(1) 行使条件

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について下記に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

ア．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

イ．当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ウ．権利者が下記の身分のいずれをも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 当社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
- b. 当社又は子会社の使用人
- c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

エ．権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有す

るに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- b. 権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

オ．次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- b. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手

が不渡りとなった場合

f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

g. 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

カ．当社は権利者が死亡した場合において相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(注) 4

2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権(2023年7月14日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社執行役員1名、当社従業員1名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	284	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,400(注)1	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2	-
新株予約権の行使期間	自 2024年2月1日 至 2033年7月31日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	-

(注)1

(1) 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないが有利発行には該当しない。

(2) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(注)2

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注)3

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(注)4

行使条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員(契約社員を含む。)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)5

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付することとする。

第14回新株予約権(2023年7月14日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数：当社執行役員6名、当社従業員4名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,561	1,455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156,100(注)1	145,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	735(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年8月1日 至 2033年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 735 資本組入額 368(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1

(1) 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないが有利発行には該当しない。

(2) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(注)2

(1) 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(注) 4

行使条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員（契約社員を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付することとする。

第15回新株予約権(2023年11月14日取締役会決議)

(付与対象者の区分及び人数: 当社従業員1名)

	事業年度末現在 (2024年9月30日)	提出日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1	30,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月1日 至 2033年11月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1

(1) 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないが有利発行には該当しない。

(2) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(注)2

(1) 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(注) 4

行使条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員（契約社員を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付することとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年6月1日～ 2020年5月31日 (注)	普通株式 646,440	普通株式 19,563,060	77,782	787,148	77,782	756,148
2020年6月1日～ 2021年5月31日 (注)	普通株式 185,040	普通株式 19,748,100	17,900	805,048	17,900	774,048
2021年6月1日～ 2022年5月31日 (注)	普通株式 145,080	普通株式 19,893,180	18,982	824,031	18,982	793,031
2022年6月1日～ 2023年5月31日 (注)	普通株式 84,960	普通株式 19,978,140	10,094	834,125	10,094	803,125
2023年6月1日～ 2024年9月30日 (注)	普通株式 49,500	普通株式 20,027,640	9,733	843,859	9,733	812,859

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
 2. 2024年10月1日から2024年12月27日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が52,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11,546千円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	24	76	31	95	11,814	12,042	-
所有株式数 (単元)	-	790	14,655	105,281	3,560	415	75,008	199,709	56,740
所有株式数 の割合(%)	-	0.395	7.338	52.717	1.782	0.207	37.558	100.000	-

(注) 自己株式121,265株は、「個人その他」に1,212単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社フリークアウト・ ホールディングス	東京都港区六本木6丁目3-1	10,403,982	52.26
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	517,100	2.59
開発光	東京都港区	454,770	2.28
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	421,300	2.11
梅景 匡之	東京都豊島区	328,000	1.64
齋藤 将平	東京都港区	233,800	1.17
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目	129,835	0.65
UUUM従業員持株会	東京都港区赤坂9丁目	98,020	0.49
尾藤 正人	東京都世田谷区	87,200	0.43
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	86,848	0.43
計	-	12,760,855	64.10

(注) 前事業年度末現在主要株主であった鎌田和樹氏は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、株式会社フリークアウト・ホールディングスが新たに主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 121,200	-	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,849,700	198,497	同上
単元未満株式	普通株式 56,740	-	同上
発行済株式総数	20,027,640	-	-
総株主の議決権	-	198,497	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) U U U M株式会社	東京都港区赤坂9 丁目7-1号	121,200	-	121,200	0.60
計	-	121,200	-	121,200	0.60

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	65	29
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年10月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	121,265	-	121,265	-

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、監査等委員会設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また、経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。

こうした観点から、経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、監査等委員である社外取締役を選任しております。監査等委員である社外取締役による意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂きつつ、経営を監視・監督されることで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。加えて、意思決定の迅速化及び業務執行責任の明確化を図るべく、「執行役員制度（委任型）」を導入しております。また、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

企業統治の体制の概要及びその理由

当社の企業統治の体制は、提出日現在で、株主総会、取締役会、監査等委員会、指名報酬委員会、重要事項報告審議会、投資委員会を設置しております。当社は、2015年8月27日開催の第2回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行し、提出日現在で、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）を選任しております。取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することにより、迅速な意思決定を実現することを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

()取締役会

当社の取締役会は、7名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回の定時取締役会では当社の経営基盤に関わるような重要な業務執行について意思決定をするとともに業務執行状況の監督を行っております。緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。当社の取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、法令に定められた事項及び取締役会の決議事項実施の経過ならびに結果のほか、その他当社の経営に関する重要な事項について報告を受けております。なお、2024年9月期における取締役会の開催状況及び各取締役の出席状況は以下のとおりです。

	氏名	出席回数 / 開催回数	出席率
代表取締役社長	梅景 匡之	21回 / 21回	100%
取締役	安藤 潔	21回 / 21回	100%
取締役	永井 秀輔	11回 / 11回	100%
取締役	鈴木 司	11回 / 11回	100%
取締役（監査等委員）	長南 伸明	21回 / 21回	100%
取締役（監査等委員）	河島 勇太	20回 / 21回	95%
取締役（監査等委員）	一木 裕佳	21回 / 21回	100%

（注）鎌田和樹氏は2023年9月15日付け、西田真樹氏及び砂田浩孝氏は2023年8月24日付けで退任しております。

（注）永井秀輔氏及び鈴木司氏は、2023年11月24日の臨時株主総会にて就任しており、就任後の出席状況を記載しております。

()監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議および業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は監査計画に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの業務報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、監査等委員である社外取締役は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を実施し、内部監査、会計監査人との連携を図り、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役社長と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監査に努めております。監査等委員会監査は、年度監査計画に基づいて実施しており、監査を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されております。

()指名報酬委員会

当社の取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。当社の指名報酬委員会は、独立役員である社外取締役2名及び取締役会の決議によって選定された取締役1名の合計3名で構成され、委員長は独立社外取締役から選任しております。指名報酬委員会は、取締役選任候補者を審議し、また取締役の報酬水準及び報酬等の妥当性について、取締役会に答申します。指名報酬委員会は、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保するために、あらかじめ定める年間スケジュールの他、必要に応じて適時開催することとしています。なお、2024年9月期における指名報酬委員会の開催状況及び各委員の出席状況は以下のとおりです。

	氏名	出席回数 / 開催回数	出席率
代表取締役社長	梅景 匡之	5回 / 5回	100%
取締役（監査等委員）	長南 申明	5回 / 5回	100%
取締役（監査等委員）	河島 勇太	5回 / 5回	100%

()重要事項報告審議会

当社の重要事項報告審議会は、業務執行取締役及び執行役員で構成され、会社の重要な業務遂行のうち、取締役会で決議される事項以外の業務執行について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることとしております。重要事項報告審議会は、原則として毎週1回以上の頻度で開催しております。

()投資委員会

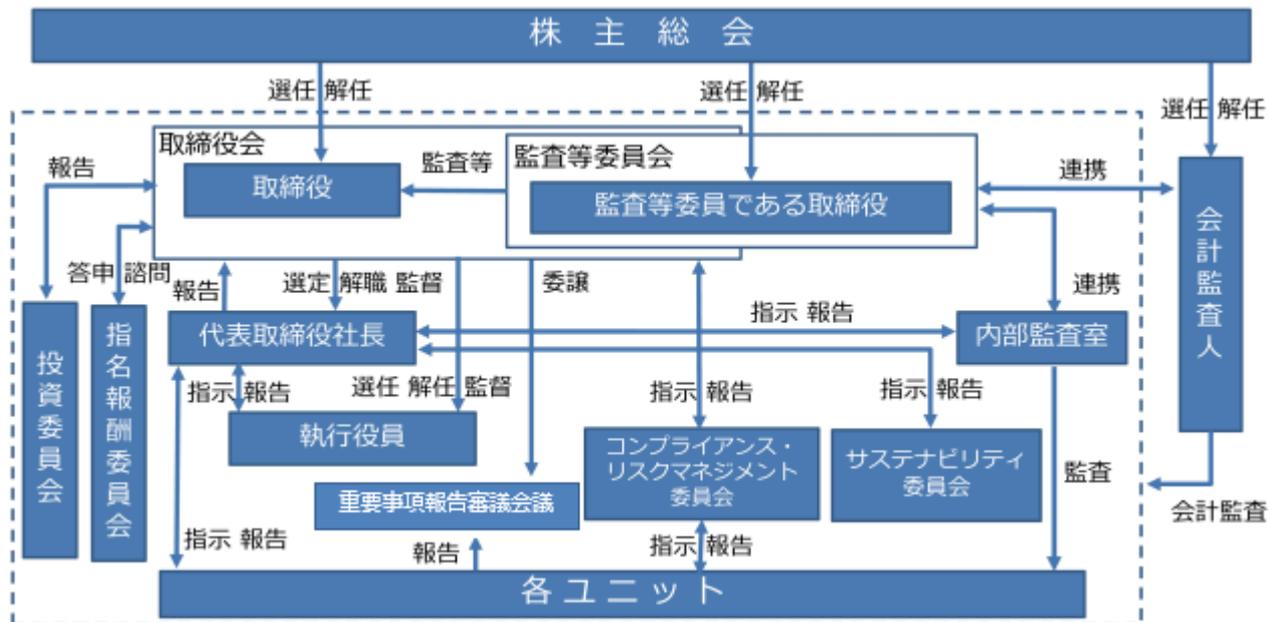
出資（自己運用を除きます）の適正を確保するために、投資委員会を設置しております。当社の投資委員会は、代表取締役社長及び代表取締役社長から指名を受けた執行役員で構成され、当社の株式投資に関する事項を審議及び決定するために、あらかじめ定める年間スケジュールの他、必要に応じて適時開催することとしています。

機関ごとの構成員（ は議長、委員長を表す。）

役職名	氏名	()取締役会	()監査等委員会	()指名報酬委員会	()重要事項報告審議会	()投資委員会
代表取締役 社長執行役員	梅景 匡之					
取締役 執行役員	安藤 潔					
取締役 執行役員	永井 秀輔					
取締役 執行役員	鈴木 司					
監査等委員である取締役(社外取締役)	長南 申明					
監査等委員である取締役(社外取締役)	河島 勇太					
監査等委員である取締役(社外取締役)	一木 裕佳					

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、委員長である代表取締役社長を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員で構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を主管組織とし、取締役中心に各種リスクを共有し、各部署に対して代表取締役社長よりリスク管理について周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令遵守及びリスク管理における問題の有無を検証するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に取り組んでおります。加えて、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題について適宜専門家のアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社については、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理調整・支援を行うとともに、当社子会社の取締役及び使用人等が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備しております。また、当社子会社の取締役及び使用人等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理監督者の地位にある従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が填補することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の損害等については補償の対象外としております。

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の進行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

非業務執行取締役の責任免除

当社は、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(業務執行取締役である者を除く。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

コーポレートガバナンス体制の運用状況

()業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

取締役会は当事業年度において、毎月1回以上の頻度で合計21回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく執行の状況の報告がなされており、取締役の職務の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。

重要事項報告審議会は、当事業年度において、毎週1回以上の頻度で合計81回開催され、取締役会で決議すべき事項以外の経営上重要な事項について報告、審議しております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、四半期に1回の頻度で開催され、クリエイタートラブルの報告、再発防止策の検討、コンプライアンス研修の計画・運営の報告を行っております。

()内部通報制度に係る状況

内部通報ホットラインについては、その通報窓口(監査等委員)が社内に周知され、内部通報制度が適切に運用されております。

()法令等遵守に関する教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、従業員の入社タイミングでコンプライアンス研修を実施しているほか、全従業員を対象に、法令遵守の重要性を説明したうえで当社業務に対応した内容で注意喚起を行うコンプライアンス研修を定期的実施しております。

これに加えて、全従業員に対し、法的な視点に加えて、ビジネス視点の検証及びチェックを契約書へ反映させることの重要性について説明を行う研修を実施しております。

()内部監査の実施状況

内部監査室は、決裁申請等のモニタリング監査のほか、コンプライアンス監査、財務報告に係る内部統制監査及び業務プロセスの監査を実施しております。内部監査室は、上記の各監査に関して半期ごとの総括的な監査報告に加え、随時、個別の監査結果について取りまとめ、代表取締役社長、監査等委員会及び重要事項報告審議会に対して報告しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	梅景 匡之	1978年3月3日生	2001年3月 株式会社NEXS入社 2007年10月 株式会社光通信入社 2010年4月 同社統括部長 2014年7月 テレコムサービス株式会社取締役 2014年12月 当社入社 2019年6月 当社取締役 COO 2021年6月 P2C Studio株式会社取締役 2021年6月 UUUM GOLF株式会社取締役 2021年6月 当社取締役専務執行役員兼COO 2021年12月 LiTMUS株式会社取締役 2022年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2023年10月 株式会社フリークアウト・ホールディングス執行役員(現任)	(注)2	328,000
取締役 執行役員	安藤 潔	1984年5月8日生	2007年4月 株式会社三井住友銀行入行 法人部門 東京中央法人営業第一部 投資銀行部門 ストラクチャード ファイナンス営業部 投資銀行部門 シンジケーション 営業部 2017年3月 SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 代表取締役社長 2021年6月 株式会社ROOM 創業 COO 2023年2月 当社入社 2023年6月 当社執行役員 2023年8月 当社取締役執行役員(現任) 2023年10月 株式会社フリークアウト・ホールディングス執行役員(現任)	(注)2	-
取締役 執行役員	永井 秀輔	1980年10月23日生	2004年4月 新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 2011年3月 エンデバー・パートナーズ株式会 社入社 2013年6月 ベットゴー株式会社取締役CFO 2016年11月 株式会社フリークアウト入社 2017年1月 株式会社フリークアウト・ホール ディングス執行役員 2017年12月 株式会社インティメート・マー ジャー取締役 2017年12月 株式会社フリークアウト・ホール ディングス取締役CFO(現任) 2023年9月 当社経営企画ユニット出向 2023年11月 当社取締役執行役員(現任)	(注)2	-
取締役 執行役員	鈴木 司	1990年12月7日生	2014年4月 株式会社フリークアウト入社 2020年10月 株式会社フリークアウト執行役員 (現任) 2023年9月 当社経営企画ユニット出向 2023年10月 株式会社フリークアウト・ホール ディングス執行役員(現任) 2023年11月 当社取締役執行役員(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	長南 伸明	1973年9月9日生	1996年4月 2008年7月 2015年8月 2015年9月 2017年7月 2017年8月 2019年5月 2022年9月 2024年3月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー 長南伸明公認会計士事務所(現任) 株式会社スタジオアタオ取締役(現任) 株式会社gumi社外取締役(監査等委員) 当社取締役(監査等委員)(現任) SFPホールディングス株式会社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社UPSIDER 社外監査役(現任) 株式会社ビットキー社外取締役(現任)	(注)3	9,800
取締役 (監査等委員)	河島 勇太	1983年2月6日生	2008年12月 2009年1月 2018年1月 2018年8月 2024年8月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所 同法律事務所パートナー 当社取締役(監査等委員)(現任) 弁護士法人森・濱田松本法律事務所パートナー(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	一木 裕佳	1966年11月14日生	1993年10月 1995年11月 2001年5月 2005年5月 2010年4月 2009年4月 2016年4月 2020年4月 2021年4月 2022年8月 2023年11月 2024年4月	野田一夫事務所入社 株式会社パソナ入社 株式会社マル入社 株式会社ナムコ出向 株式会社ナムコ(現(株)バンダイナムコエンターテインメント)入社 株式会社バンダイナムコゲームス(現(株)バンダイナムコエンターテインメント) 新規事業部 ゼネラルマネージャー 同社社長室文化・教育事業推進プロジェクトマネージャー 株式会社バンダイナムコウィル取締役 セガサミーホールディングス株式会社入社 セガサミービジネスサポート株式会社 代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社執行役員 当社取締役(監査等委員)(現任) セガサミービジネスサポート株式会社 取締役 株式会社日経BP 総合研究所 人的資本経営フェロー(現任)	(注)4	-
計						337,800

- (注) 1. 当社は監査等委員会設置会社であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2024年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の長南伸明の任期は、2024年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の河島勇太及び一木裕佳の任期は、2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役の長南伸明、河島勇太及び一木裕佳は、社外取締役であります。
6. 当社の監査等委員の状況は以下の通りです。
 委員長：長南伸明
 委員：河島勇太、一木裕佳
7. 当社は監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴		所有株式数 (株)
加藤 昌弘	1995年4月	株式会社タイトル(現株式会社学研エル・スタッフィング)入社	600
	2003年8月	加藤昌弘行政書士事務所 開設	
	2006年10月	株式会社レッド・エンタテインメント入社	
	2008年2月	株式会社ぐるなび入社	
	2017年2月	当社入社	
	2019年6月	当社内部監査室長(現任)	
	2022年10月	株式会社VOISING監査役	
	2023年3月	NUNW株式会社監査役	
	2023年8月	HONEST株式会社監査役	
	2024年5月	株式会社フリークアウト・ホールディングス内部監査室長(現任)	

監査等委員である社外取締役との関係

当社は、提出日現在、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、監査等委員として監査等委員会等にて、社内情報の収集に努めるとともに、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、内部監査担当者及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

また、監査等委員である社外取締役は、コーポレート部門を管轄する執行役員より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。

提出日現在、当社の社外取締役は、長南申明、河島勇太及び一木裕佳の3名であります。

長南申明は、公認会計士であり会計分野に精通し、監査体制の強化を図るために監査等委員に就任しております。なお、同氏は、株式会社スタジオアタオの取締役を務めており、同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社の当期決算における売上高の0.1%未満であり、僅少であります。その他の兼職先と、当社及び当社の子会社並びに当社及び当社子会社の取締役とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

河島勇太は、弁護士として企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視が客観的に行われることで、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図っております。同氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所の間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与していません。

一木裕佳は、エンターテインメントビジネスにおけるマネジメント経験を持ち、サステナビリティの浸透を強力に推進してきた実績を有しており、サステナビリティに関する深い知見や実務経験に基づく助言や、女性活躍推進の幅広い知見からの監督とアドバイスを行うために監査等委員に就任しております。同氏は、当社及び当社の子会社並びに当社及び当社子会社の取締役とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

上記のとおり、当社の社外取締役はそれぞれが専門的な知識を有しており、専門的な観点及び第三者としての観点から客観的・中立的に経営全般を監査・監督しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしております。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、専門的知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、「独立役員選任基準」を策定しております。

また、監査等委員である社外取締役は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を実施し、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

内部監査および監査等委員会監査、会計監査の状況

() 内部監査

当社は、全ての業務部門から独立した内部監査室を設置し、人員2名を配属しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務の適切性や有効性を検証・評価し、問題点等の改善提案等を被監査部門に対して行うとともに、代表取締役社長および監査等委員会に対して監査結果等を報告しております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務の適切性や有効性を検証・評価し、問題点等の改善提案等を被監査部門に対して行ってまいります。これら内部監査の結果については、代表取締役社長及び重要事項報告審議会議のみならず監査等委員会に対して毎月直接報告しております。

内部監査、監査等委員会監査および会計監査と内部統制部門との関係は、内部監査室、監査等委員会、会計監査人がそれぞれ独立した立場で内部統制部門に対して監査や面談、意見交換等を行うとともに、定期的に相互に監査結果の報告を行うなど緊密な連携をとり、内部統制部門は、それらの監査が適切かつ効率的に実施されるように協力する関係にあります。

() 監査等委員会監査

a. 監査等委員会の組織、人員および手続

当社における監査等委員会は、提出日現在、監査等委員3名で構成されており、監査等委員は全員社外取締役であります。

なお、監査等委員である社外取締役の長南申明氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査等委員である社外取締役の河島勇太氏は弁護士であり、企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに関する知見を有しております。

b. 監査等委員会の活動状況

当社は、監査等委員会監査の強化の観点から、監査等委員会を毎月1回以上の開催とし、2024年9月期においては18回開催いたしました。なお、2024年9月期における個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

	氏名	出席回数 / 開催回数	出席率
取締役(監査等委員)	長南 申明	18回 / 18回	100%
取締役(監査等委員)	河島 勇太	18回 / 18回	100%
取締役(監査等委員)	一木 裕佳	18回 / 18回	100%

(注) 砂田浩孝氏は、2023年8月23日開催の定時株主総会において、任期満了につき退任いたしました。

当連結会計年度の監査等委員会における具体的な検討内容としては、監査方針・計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の評価及び報酬の妥当性等について検討を行いました。

監査等委員である取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、必要に応じて質問及び意見表明を行っております。

会計監査人との連携については、全監査等委員が出席して四半期毎に会計監査人の四半期レビューの報告を受けております。また、四半期毎に内部監査室を交えた情報及び意見交換を行い、連携強化に努めております。

()会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

10年間

c. 業務を執行した公認会計士

EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 中井 清二
指定有限責任社員 業務執行社員 鶴田 直樹

EY新日本有限責任監査法人の当社業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

d. 監査業務に係る補助者の構成

EY新日本有限責任監査法人 公認会計士10名 その他29名

e. 監査法人の選任方針と理由

EY新日本有限責任監査法人は、会計監査人に必要な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有していると判断したため、当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。当社は、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談、確認をし、会計処理の透明性と正確性の向上にも努めています。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、監査等委員会が定めた評価基準に基づき、監査法人に求められる独立性、専門性、監査品質を確保する体制の有無等を総合的に評価しております。

当連結会計年度においては、EY新日本有限責任監査法人は当該評価基準を満たすと判断しておりません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	44,000	-	54,760	-
連結子会社	-	-	-	-
計	44,000	-	54,760	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性および前事業年度の報酬等を勘案し、監査等委員会の同意のうえ適切に決定する事としております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等に関し日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与 (業績連動報酬)	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	86,106	82,580	-	3,526	-	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役(監査等委員)	30,360	23,660	-	6,700	-	4

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2017年8月31日開催の第4回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち、社外取締役は0名)です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の第5回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績連動報酬は、2023年6月から2024年5月末までの1年間の実績を踏まえ2024年8月に支給を行いました。なお当該期間における連結営業利益は220,783千円です。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

・決定方針の決定方法

当社は以下の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関して、取締役会において決議をし、決定しております。

・基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。)の報酬等は、取締役の経営責任を明確にし、業績向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、指名報酬委員会からの答申及び、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、いずれも金銭報酬である固定報酬としての「基本報酬」及び賞与としての「業績連動報酬等」により構成し、その概要は以下のとおりです。

なお、当事業年度の役員報酬については、指名報酬委員会からの答申及び、監査等委員会の意見を踏まえ、2023年7月14日開催の取締役会において、取締役に対する賞与としての業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号)の支給は前連結会計年度の実績分の営業損失を踏まえ支給を行いませんでした。決算期の延長の受け2024年7月12日開催の取締役会において2023年6月から2024年5月末までの1年間の実績を踏まえ2024年8月に当事業年度において賞与として業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号)を支給することを決議しました。なお当該期間における連結営業利益は220,783千円です。また、当事業年度における指名報酬委員会の開催回数は5回であり、その活動内容は、上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりです。

・基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位等に応じて定めた基本給及び職位給を合計した額を支給します。

・業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の賞与としての業績連動報酬は、当社グループの当連結会計年度における連結営業利益(連結損益計算書に記載の営業利益をいう。以下、本方針において同じ。)を指標として総額の上限を決定し、当社グループの連結営業利益を稼働人員数(当事業年度の毎月の稼働人員数の平均をいう。)で除した一人当たりの連結営業利益に役位等に応じて定めた職位係数を掛けた額を、毎年一定の時期に支給します。

() 個別支給額

$$\text{個別支給額} = \text{一人当たり連結営業利益} \times \text{職位係数}$$

職位係数

2024年5月期の当社グループ連結営業利益を稼働人員数で除した一人当たりの連結営業利益を基準として、役位ごとに定めた下記係数

社長執行役員である取締役	執行役員である取締役
5.0	3.5

() 支給限度額

2024年9月期で支給する業績連動報酬の限度額は当社グループの当連結会計年度における連結営業利益(連結損益計算書に記載の営業利益をいう。)の5%としております。

個別支給額の総額が総支給額の上限を超えた場合は、上限額を個別支給額の総額で除した率を、個別支給額に乗じた額としております。

() 業績連動報酬に係る当該指標を選択した理由

当該業績指標を選定した理由は、当該業績指標が、取締役の業績向上へのインセンティブ付与と内部留保とのバランスを図るのに適した指標と考えたためです。

業績連動報酬に係る指標のうち、2023年6月から2024年5月末における連結営業利益の目標は400,000千円であり、その実績は220,783千円でした。

・基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬は当社の利益水準及び同種同規模の他社における役員報酬の水準等を参考として決定し、また、業績連動報酬は取締役に対する適切なインセンティブ付与と内部留保とのバランス等を勘案して決定することとします。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬及び賞与の額については取締役会決議に基づき代表取締役が委任を受けて決定するものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成され、かつその委員長が独立社外取締役である指名報酬委員会に個人別の基本報酬及び賞与額の原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

ホ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原案に対する指名報酬委員会からの答申及び監査等委員会の意見に従い、代表取締役が上記方針との整合性を考慮し、多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申及び意見を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

へ、取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役梅景匡之が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当事業の全部に精通し、取締役の業務執行に関して適切にこれを把握し、評価することができる代表取締役に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定を委ねることが当社全体の利益に資すると考えるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成され、かつその委員長が独立社外取締役である指名報酬委員会、監査等委員会による答申及び意見がなされる体制を整備する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ト 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議にて決定しております。監査等委員である取締役の基本報酬及び賞与は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しています。

・決定方針の決定方法

当社は以下の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関して、取締役会において決議をし、決定しております。

・基本方針

当社の監査等委員である取締役の報酬等は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、指名報酬委員会からの答申及び、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針とします。具体的には、監査等委員である取締役の報酬等は、いずれも金銭報酬である固定報酬としての「基本報酬」及び賞与としての「業績連動報酬等」により構成し、その概要は以下のとおりです。

・基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位等に応じて定めた基本給を支給します。

・業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の監査等委員である取締役の賞与としての業績連動報酬は、当社グループの当連結会計年度における連結営業利益予想額（予想金額に幅のある場合はその下限額とする。）を指標とし、役位ごとに定められた職位係数を乗じた額を毎年一定の時期に支給します。

（ ）個別支給額

$$\text{個別支給額} = \text{連結営業利益予想額} \times \text{職位係数}$$

職位係数

常勤監査等委員	非常勤監査等委員
0.3%	0.1%

（ ）業績連動報酬に係る当該指標を選択した理由

当該指標を選択した理由は、当該業績指標が、監査等委員である取締役の業績向上へのインセンティブ付与と内部留保とのバランスを図るのに適した指標と考えたためです。

業績連動報酬に係る指標のうち、2023年6月から2024年5月末における連結営業利益の目標は400,000千円であり、その実績は220,783千円でした。

チ 翌事業年度における業績連動報酬支給

当社は、指名報酬委員会からの答申及び、監査等委員会の意見を踏まえ2024年11月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、定期同額の「基本報酬」に加え、翌事業年度（2025年9月期）において賞与として業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号）を支給すること及びその算定方法に関して決議しました。当該決議に基づき当社は翌事業年度において、取締役に対して、以下の方法により算定した賞与としての業績連動報酬を支給する予定です。なお、一人当たり営業利益を基準に個別支給額を算出しますが、事業・業績の拡大成長が前提となり、縮小均衡を目的とするものではありません。

() 個別支給額

$$\text{個別支給額} = \text{一人当たり営業利益} \times \text{職位係数} \times \text{当期利益支給率}$$

職位係数

2025年9月期の当社グループ連結営業利益を稼働人員数で除した一人当たりの連結営業利益を基準として、役位ごとに定めた下記係数

社長執行役員である取締役	執行役員である取締役
5.0	3.5

当期利益支給率

2025年9月期の当社グループ連結営業利益達成率に応じた、以下の支給率

予算達成率	支給率
90%以上	100%
70%～89%	80%
～69%	50%

() 支給限度額

2025年9月期で支給する業績連動報酬の限度額は当社グループの翌連結会計年度における連結営業利益（連結損益計算書に記載の営業利益をいう。）の5%としております。

個別支給額の総額が総支給額の上限を超えた場合は、上限額を個別支給額の総額で除した率を、個別支給額に乘じた額としております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、投資株式の区分について、純投資目的である投資株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものとし、純投資目的以外の目的である投資株式とはそれ以外であり、主として企業価値向上に資する取引関係強化等を目的としたものとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、政策保有株式について、当社グループの取引先との関係の安定性を確保する観点から、取引先との関係を維持・強化させ、又は当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、当該会社株式を保有することができる方針としています。

また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ、上記方針に基づき保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。当事業年度においては、取締役会での検討の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考えられる場合には保有株式を縮減するなどの見直しをまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	10	86,174
非上場株式以外の株式	2	40,804

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	19,996	取引関係の維持・拡大、及び 転換社債の株式転換
非上場株式以外の株式	1	29,972	戦略的パートナーシップを 築き、事業シナジー創出を 図るため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額 (千円)
非上場株式	2	151,590
非上場株式以外の株式	2	242,684

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)		
note(株)	41,000	410,000	取引関係の維持、強化を図るため株式を保有しています。	無
	20,459	211,970		
(株)AViC	-	42,400	当事業年度末現在において、本銘柄の株式をすべて売却しているため、記載を省略しております。	無
	-	37,354		
マテリアルグループ(株)	25,400	-	戦略的パートナーシップを築き、事業シナジー創出を図るため。	無
	20,345	-		

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年6月1日から2024年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年6月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結決算日の変更について

当社は、2023年11月24日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を従来の5月31日から9月30日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度は、2023年6月1日から2024年9月30日までの16ヶ月間となっております。

4．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,231,874	5,890,103
売掛金	2,405,249	2,403,698
商品	469,465	257,346
仕掛品	10,571	15,610
貯蔵品	2,458	181
未収消費税等	846,172	159,076
その他	318,055	147,785
流動資産合計	8,283,847	8,873,803
固定資産		
有形固定資産		
建物	496,436	479,015
減価償却累計額	312,159	337,010
建物(純額)	184,277	142,004
工具、器具及び備品	188,986	154,939
減価償却累計額	148,411	125,683
工具、器具及び備品(純額)	40,574	29,256
土地	11,692	11,692
有形固定資産合計	236,544	182,953
無形固定資産		
ソフトウェア	113,560	66,637
ソフトウェア仮勘定	140,791	-
のれん	33,514	-
契約関連無形資産	490,000	-
無形固定資産合計	777,866	66,637
投資その他の資産		
投資有価証券	1 396,969	1 195,180
繰延税金資産	391,497	185,631
敷金及び保証金	349,961	320,753
その他	2,129	7,238
投資その他の資産合計	1,140,557	708,804
固定資産合計	2,154,968	958,395
資産合計	10,438,815	9,832,199

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,799,479	1,776,971
短期借入金	² 3,500,000	² 3,500,000
1年内返済予定の長期借入金	297,000	157,047
未払金	231,890	209,249
未払費用	520,225	311,197
未払法人税等	122,403	11,867
契約負債	162,392	128,456
賞与引当金	142,792	21,100
その他	64,722	49,982
流動負債合計	6,840,905	6,165,870
固定負債		
長期借入金	256,047	-
繰延税金負債	2,033	1,078
その他	14,222	4,316
固定負債合計	272,302	5,395
負債合計	7,113,207	6,171,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	834,125	843,859
資本剰余金	824,787	834,521
利益剰余金	1,751,888	2,024,308
自己株式	99,978	100,008
株主資本合計	3,310,823	3,602,680
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,795	7,190
その他の包括利益累計額合計	8,795	7,190
新株予約権	23,579	65,443
純資産合計	3,325,607	3,660,933
負債純資産合計	10,438,815	9,832,199

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月31日)		当連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月30日)	
売上高	1	23,087,389	1	27,589,281
売上原価	2	16,540,611	2	19,203,062
売上総利益		6,546,777		8,386,219
販売費及び一般管理費	3	6,742,634	3	8,061,267
営業利益又は営業損失()		195,857		324,951
営業外収益				
受取利息		77		534
投資有価証券売却益		-		151,979
為替差益		15,904		-
助成金収入		719		7,692
関係会社業務受託収入		8,960		-
匿名組合投資利益		45,837		-
事業譲渡益		-		10,000
持分法による投資利益		-		127,254
その他		11,819		26,673
営業外収益合計		83,318		324,134
営業外費用				
支払利息		11,179		22,249
支払手数料		2,955		4,430
売上割引		2,094		3,009
為替差損		-		2,158
公開買付関連費用		-		29,216
事業譲渡損		-		17,447
持分法による投資損失		14,776		-
損害賠償金		6,764		14,612
その他		146		1,921
営業外費用合計		37,916		95,047
経常利益又は経常損失()		150,454		554,039
特別利益				
関係会社株式売却益		-		739,370
特別利益合計		-		739,370
特別損失				
減損損失	4	37,086	4	647,262
投資有価証券評価損	5	519,719	5	-
特別損失合計		556,806		647,262
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()		707,261		646,146
法人税、住民税及び事業税		322,527		169,524
法人税等調整額		24,244		204,202
法人税等合計		346,772		373,726
当期純利益又は当期純損失()		1,054,034		272,420
非支配株主に帰属する当期純損失()		768		-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()		1,053,265		272,420

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月30日)
当期純利益又は当期純損失 ()	1,054,034	272,420
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,443	1,604
その他の包括利益合計	1 25,443	1 1,604
包括利益	1,079,477	274,024
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,078,708	274,024
非支配株主に係る包括利益	768	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	824,031	11,010	814,693	2,805,154	99,978	4,354,910
当期変動額						
新株の発行	10,094	11,010	10,094			9,178
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()				1,053,265		1,053,265
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	10,094	11,010	10,094	1,053,265	-	1,044,087
当期末残高	834,125	-	824,787	1,751,888	99,978	3,310,823

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	16,647	14,362	26,082	4,412,002
当期変動額				
新株の発行				9,178
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()				1,053,265
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,443	9,217	26,082	42,308
当期変動額合計	25,443	9,217	26,082	1,086,395
当期末残高	8,795	23,579	-	3,325,607

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	834,125	-	824,787	1,751,888	99,978	3,310,823
当期変動額						
新株の発行	9,733		9,733			19,467
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()				272,420		272,420
自己株式の取得					29	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	9,733	-	9,733	272,420	29	291,857
当期末残高	843,859	-	834,521	2,024,308	100,008	3,602,680

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	8,795	23,579	-	3,325,607
当期変動額				
新株の発行				19,467
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()				272,420
自己株式の取得				29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,604	41,863	-	43,468
当期変動額合計	1,604	41,863	-	335,325
当期末残高	7,190	65,443	-	3,660,933

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	707,261	646,146
減価償却費	196,438	162,802
減損損失	37,086	647,262
のれん償却額	80,435	33,514
株式報酬費用	8,542	56,830
公開買付関連費用	-	29,216
賞与引当金の増減額(は減少)	44,797	121,691
役員賞与引当金の増減額(は減少)	13,200	-
受取利息	77	534
支払利息	11,179	22,249
売上債権の増減額(は増加)	187,110	9,763
商品の増減額(は増加)	56,458	196,338
仕掛品の増減額(は増加)	155,826	5,038
貯蔵品の増減額(は増加)	2,001	2,277
仕入債務の増減額(は減少)	40,805	9,246
前払費用の増減額(は増加)	3,940	13,121
未収消費税等の増減額(は増加)	139,039	687,095
未払金の増減額(は減少)	42,221	30,308
未払費用の増減額(は減少)	198,349	215,231
契約負債の増減額(は減少)	304,625	33,444
預り金の増減額(は減少)	2,034	4,326
投資有価証券売却損益(は益)	-	151,979
投資有価証券評価損益(は益)	519,719	-
関係会社株式売却損益(は益)	-	739,370
持分法による投資損益(は益)	14,776	127,254
匿名組合投資損益(は益)	45,837	-
事業譲渡損益(は益)	-	7,447
損害賠償金	6,764	14,612
その他	96,185	29,935
小計	86,076	1,100,660
利息の受取額	77	534
利息の支払額	11,453	22,896
法人税等の支払額	539,042	333,749
損害賠償金の支払額	6,764	14,612
法人税等の還付額	-	109,722
保険金の受取額	-	71,733
公開買付関連費用の支払額	-	20,456
営業活動によるキャッシュ・フロー	643,259	890,934

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,077	4,266
有形固定資産の売却による収入	3,037	139
無形固定資産の取得による支出	152,233	66,942
投資有価証券の取得による支出	43,283	49,968
投資有価証券の償還による収入	134,186	-
投資有価証券の売却による収入	-	394,274
関係会社株式の取得による支出	44,100	-
関係会社株式の売却による収入	-	770,000
敷金及び保証金の差入による支出	7,278	1,000
敷金及び保証金の回収による収入	300	6,005
資産除去債務の履行による支出	-	10,589
事業譲渡による収入	-	20,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	100,549
その他	150	52
投資活動によるキャッシュ・フロー	116,599	1,158,149
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,500,000	-
長期借入れによる収入	150,000	-
長期借入金の返済による支出	376,701	396,000
株式の発行による収入	9,178	5,153
新株予約権の発行による収入	1,350	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	21
自己株式の取得による支出	-	29
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,283,827	390,855
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	523,968	1,658,229
現金及び現金同等物の期首残高	3,727,645	4,231,874
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,740	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,231,874	1 5,890,103

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	UUUM PAY株式会社 UUUMウェルス株式会社 P2C Studio株式会社 UUUM GOLF株式会社 LiTMUS株式会社

HONEST株式会社は、2023年9月に保有する株式の全てを売却し、当社の連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1社
関連会社の名称	株式会社HUUM

NUNW株式会社及び株式会社VOISINGは、2023年9月及び2024年5月に保有する株式の全てを売却し、当社の持分法適用関連会社から除外しております

3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は、2023年11月24日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を従来の5月31日から9月30日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度は、2023年6月1日から2024年9月30日までの16ヶ月間となっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、全ての連結子会社の決算日は、決算日を9月30日に変更しております。この決算日変更に伴い、当該各社の当会計年度は、2023年6月1日から2024年9月30日までの16ヶ月間となっております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

市場価格のない株式等 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産

商品及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定）を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物および建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～36年
工具、器具及び備品	2～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

契約関連無形資産 その効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（インフルエンサーギャラクシー）

アドセンス

YouTube上に流れる広告による収益の一部を受領するアドセンス収益は、ライセンス供与の対価として使用量に基づくロイヤルティを受領する取引に該当すると判断しております。したがって、当社グループの履行義務であるYouTubeへの動画投稿が完了したのち、顧客が当該コンテンツを使用し広告収益を計上した時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

グッズ・P2C

グッズ・P2Cにおいては、出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

その他

主なサービスである制作収益は、主にYouTubeチャンネル運営の受託であり、受託業務を提供した時点でその履行義務が充足されると判断し、受託業務の提供時点で収益を認識しております。

（コンテキストドリブンマーケティング）

主なサービスである広告収益は、各種媒体に広告出稿がされた時点や、広告制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、広告出稿又は制作物の納品時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	469,465	257,346
商品評価損	757,485	188,071

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、期末における商品の正味売却価額が取得原価を下回っている場合、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としています。また、正常営業循環過程から外れた滞留商品について、賞味期限がある商品は賞味期限を考慮した販売見込数量を、それ以外の商品についてもライフサイクルや販路を考慮した販売見込数量を見積もった上で評価を行い、販売が見込めない商品については帳簿価額を切り下げの方法によって収益性の低下を評価に反映させています。その結果、当連結会計年度において、商品評価損188,071千円を計上しています。

滞留商品の主要な仮定は過去の販売実績に基づく販売見込数量であります。

上記の販売見込数量の見積りには不確実性を伴うため、将来の市場動向や顧客需要の変化等によって販売実績が当初の想定を大きく下回り、主要な仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の商品の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1)取引の概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2025年9月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「株式報酬費用」について、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 87,643千円は、「株式報酬費用」8,542千円、「その他」 96,185千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
投資有価証券	71,513千円	59,738千円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
当座貸越極度額の総額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	3,500,000 "	3,500,000 "
差引額	1,500,000千円	1,500,000千円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価単価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)
売上原価	757,485千円	188,071千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)
給料手当	2,824,458千円	3,577,392千円
賞与引当金繰入額	142,792 "	21,130 "

4 減損損失

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	固定資産減損損失 (千円)
LiTMUS株式会社 (東京都港区)	自社ゲーム	ソフトウェア	37,086

減損損失に至った経緯

当初予定していた収益を見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグルーピング方法

当社グループは、無形固定資産につきましては他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

回収可能性の算定方法

回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	固定資産減損損失 (千円)
UUUM株式会社 (東京都港区)	事業用資産	契約関連無形資産	460,833
LiTMUS株式会社 (東京都港区)	自社ゲーム	ソフトウェア	186,429

減損損失に至った経緯

当初予定していた収益を見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグルーピング方法

当社グループは、無形固定資産につきましては他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

回収可能性の算定方法

回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

5 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち、時価等が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	231,012	154,292
組替調整額	194,340	151,979
税効果調整前	36,671	2,313
税効果額	11,228	708
その他有価証券評価差額金	25,443	1,604
その他の包括利益合計	25,443	1,604

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	19,893,180	84,960	-	19,978,140
自己株式				
普通株式	121,200	-	-	121,200

(注)普通株式の発行済株式総数の増加84,960株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会 計年度増 加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第11回新株予約権	普通株式	6,000	-	-	6,000	14,362
提出会社 (親会社)	第12回新株予約権	普通株式	-	180,000	-	180,000	9,217
合計		-	6,000	180,000	-	186,000	23,579

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	19,978,140	49,500	-	20,027,640
自己株式				
普通株式	121,200	65	-	121,265

(注)普通株式の発行済株式総数の増加49,500株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会 計年度増 加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第11回新株予約権	普通株式	6,000	-	-	6,000	14,362
提出会社 (親会社)	第13回新株予約権	普通株式	-	49,700	21,300	28,400	19,056
提出会社 (親会社)	第14回新株予約権	普通株式	-	184,500	28,400	156,100	28,896
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権	普通株式	-	30,000	-	30,000	3,128
合計		-	6,000	264,200	49,700	220,500	65,443

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月 30日)
現金及び預金勘定	4,231,874千円	5,890,103千円
現金及び現金同等物	4,231,874 "	5,890,103 "

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年 5月 31日)	当連結会計年度 (2024年 9月 30日)
1年内	491,753	486,208
1年超	1,371,493	721,804
合計	1,863,246	1,208,012

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は投資信託及び安全性の高い銀行預金等に投資する方針であります。デリバティブは、主としてリスクヘッジを目的として行うこととしており、投機的な取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

投資有価証券は、主に株式であり時価等が変動するリスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業拡大に向けた投資及び運転資金の確保を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年以内の支払期日であります。これらの一部は長期の変動金利で調達しているため、金利の変動リスクがあります。当該リスクに関しては、借入先および契約内容の見直しを行っております。

当社グループは、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年5月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金(1)	343,961	343,948	12
(2) 投資有価証券	257,788	257,788	-
資産計	601,749	601,736	12
(1) 長期借入金(2)	553,047	552,900	146
負債計	553,047	552,900	146

1. 敷金及び保証金のうち供託金6,000千円については償還時期が未定であることから、時価の算定が困難であるため上表に含めておりません。

2. 全て1年内返済予定の長期借入金であります。

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円) (2023年5月31日)
非上場株式等	67,668

当連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金(1)	313,753	310,184	3,569
(2) 投資有価証券	49,268	49,268	-
資産計	363,022	359,452	3,569
(1) 長期借入金(2)	157,047	157,008	38
負債計	157,047	157,008	38

1. 敷金及び保証金のうち供託金7,000千円については償還時期が未定であることから、時価の算定が困難であるため上表に含めておりません。

2. 1年内返済予定の長期借入金であります。

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円) (2024年9月30日)
非上場株式等	86,174

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,231,874	-	-	-
売掛金	2,405,249	-	-	-
未収消費税等	846,172	-	-	-
敷金及び保証金()	8,337	335,623	-	-
合計	7,491,633	335,623	-	-

(注) 敷金及び保証金のうち供託金6,000千円については償還時期が未定のため上表に含めておりません。

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,890,103	-	-	-
売掛金	2,403,698	-	-	-
未収消費税等	159,076	-	-	-
敷金及び保証金()	2,958	310,795	-	-
合計	8,455,837	310,795	-	-

(注) 敷金及び保証金のうち供託金7,000千円については償還時期が未定のため上表に含めておりません。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	297,000	256,047	-	-	-	-

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	157,047	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 前連結会計年度(2023年5月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	249,324	-	-	249,324
資産計	249,324	-	-	249,324

当連結会計年度(2024年9月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	40,804	-	-	40,804
資産計	40,804	-	-	40,804

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2023年5月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	343,948	-	343,948
投資有価証券 その他有価証券 ゴルフ会員権	-	8,463	-	8,463
資産計	-	352,311	-	352,311
長期借入金	-	552,900	-	552,900
負債計	-	552,900	-	552,900

当連結会計年度(2024年9月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	310,184	-	310,184
投資有価証券				
その他有価証券				
ゴルフ会員権	-	8,463	-	8,463
資産計	-	318,648	-	318,648
長期借入金	-	157,008	-	157,008
負債計	-	157,008	-	157,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。上場株式は相場価格を用いております。上場株式は、活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。ゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えないもの	株式	249,324	502,180	252,855
	債券	-	-	-
	その他	8,463	8,463	-
	小計	257,788	510,643	252,855
合計		257,788	510,643	252,855

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額67,668千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表の計上額が 取得原価を超えないもの	株式	40,804	75,186	34,382
	債券	-	-	-
	その他	8,463	8,463	-
	小計	49,268	83,650	34,382
合計		49,268	83,650	34,382

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額86,174千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	394,274	169,443	17,464
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	394,274	169,443	17,464

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自2022年6月1日 至 2023年5月31日）

当連結会計年度において、その他有価証券について240,178千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	8,542千円	56,830千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名	従業員 1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)1	普通株式 90,000株 (注)3	普通株式 24,000株 (注)3
付与日	2014年12月31日	2014年12月31日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	無期限	自 2016年12月2日 至 2024年12月1日

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名	外部協力者 5名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)1	普通株式 1,200株 (注)3	普通株式 108,000株 (注)3
付与日	2015年7月30日	2015年11月30日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年8月1日 至 2025年7月30日	無期限

	第7回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 9名	外部協力者 1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)1	普通株式 54,960株 (注)3	普通株式 6,000株 (注)3
付与日	2017年2月24日	2017年7月3日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年2月23日 至 2027年2月22日	無期限

	第11回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名	従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 6,000株 (注)3	普通株式 28,400株
付与日	2018年9月28日	2023年7月14日
権利確定条件	定めておりません。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年8月22日 至 2028年8月21日	自 2024年2月1日 至 2023年7月31日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 8名	従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 156,100株	普通株式 30,000株
付与日	2023年7月14日	2023年11月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年8月1日 至 2033年7月14日	自 2025年12月1日 至 2033年11月14日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。
3. 2017年5月25日付株式分割(1株につき40株の割合)及び2018年10月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。なお、表中の株式数は付与時の株式数を株式分割後に換算した株式数であります。
4. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (注)	第2回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	90,000	39,000
権利確定		
権利行使		15,000
失効		
未行使残	90,000	24,000

	第3回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	8,400	132,000
権利確定		
権利行使		
失効	7,200	24,000
未行使残	1,200	108,000

	第6回新株予約権 (注)	第7回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	12,000	76,560
権利確定		
権利行使	12,000	1,200
失効		20,400
未行使残		54,960

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	6,000	6,000
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	6,000	6,000

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	75,000	
付与		49,700
失効	75,000	
権利確定		49,700
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		49,700
権利行使		21,300
失効		
未行使残		28,400

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与	184,500	30,000
失効	28,400	
権利確定		
未確定残	156,100	30,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 2017年5月25日付株式分割(1株につき40株の割合)及び2018年10月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権 (注)	第2回新株予約権 (注)
権利行使価格 (円)	167	167
行使時平均株価 (円)	-	436
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)
権利行使価格 (円)	184	184
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第6回新株予約権 (注)	第7回新株予約権 (注)
権利行使価格 (円)	184	367
行使時平均株価 (円)	402	503
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	684	1,364
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,403	1
行使時平均株価 (円)	-	447
付与日における公正な評価単価 (円)	900	671

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	735	624
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	331	237

(注) 2017年5月25日付株式分割(1株につき40株の割合)及び2018年10月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回から第10回新株予約権の公正な評価単価は、オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法より算定した価格を用いております。

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 47,512千円
 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 6,814千円

(2) 第12回から第15回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	第12回	第13回	第14回	第15回
株価変動性	59.23%(注) 1	45.14%(注) 2	56.56%(注) 1	55.72%(注) 3
予想残存期間	5.59年(注) 4	0.5年(注) 5	6年(注) 4	6年(注) 4
予想配当率 (注) 6	0%	0%	0%	0%
無リスク利率 (注) 7	0.07%	0.13%	0.225%	0.318%

(注) 1. 2017年8月30日(上場日)から2022年7月1日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 2023年1月27日から2023年7月31日までの株価実績に基づき算定しております。

3. 2017年11月30日から2023年11月30日までの株価実績に基づき算定しております。

4. 権利行使可能期間の中間地点において行使させるものと推定して見積っております。

5. 権利行使可能期間の開始日に権利行使するものと推定して見積っております。

6. 配当実績はありません。

7. 予想残存期間に対する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
商品評価損	261,885千円	64,837千円
投資有価証券評価損	225,918 "	126,570 "
繰越欠損金 (注) 2	192,058 "	579,764 "
減価償却超過額	167,177 "	150,130 "
減損損失	75,744 "	35,626 "
賞与引当金	44,593 "	10,785 "
敷金 (資産除去債務)	43,101 "	47,502 "
未払事業税	14,575 "	3,997 "
未払事業所税	2,915 "	908 "
役員賞与引当金	2,059 "	367 "
その他	5,421 "	24,155 "
繰延税金資産小計	1,035,450千円	1,044,646千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注) 2	192,058 "	577,781 "
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	448,810 "	281,233 "
評価性引当額小計 (注) 1	640,869 "	859,015 "
繰延税金資産合計	394,581千円	185,631千円
繰延税金負債		
ソフトウェア	2,653千円	- 千円
その他	2,464 "	1,078 "
繰延税金負債合計	5,117千円	1,078千円
繰延税金資産の純額	389,463千円	184,553千円

(注) 1. 評価性引当額が218,145千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において商品評価損に係る評価性引当額が197,047千円減少した一方で、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が385,722千円増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度 (2023年5月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	192,058	192,058
評価性引当額	-	-	-	-	-	192,058	192,058
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2024年9月30日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	-	-	579,764	579,764
評価性引当額	-	-	-	-	-	577,781	577,781
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,983	1,983

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年 5月31日)	当連結会計年度 (2024年 9月30日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	3.2%
評価性引当額の増減額	-	37.0%
税務調査による影響	-	1.9%
連結子会社との税率差異	-	3.5%
法人税等還付税額		1.4%
持分法投資損益	-	1.4%
関係会社株式売却損益等	-	6.0%
その他	-	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	57.8%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

事業分離

当社の連結子会社であったHONEST株式会社（以下、HONEST）及び持分法適用関連会社であったNUNW株式会社（以下、NUNW）に関し、2023年9月15日付で当社が保有する株式の全てを鎌田和樹氏（以下、鎌田氏）へ譲渡しました。これにより、2023年9月1日をみなし売却日として、HONESTは当社の連結子会社から除外され、NUNWは当社の持分法適用関連会社から除外しております。

1. 事業分離の概要

(1) 譲渡先の名称

鎌田氏

(2) 分離した会社の名称及び事業の内容

HONEST（事業の内容：芸能タレント等の育成及びマネージメント等）

NUNW（事業の内容：ライフログSNSの「PAZR」、デジタルトレーディングカードをNFTとして購入・売買することができるマーケットプレイスの「HABET」の運営等）

(3) 事業分離を行った理由

鎌田氏は、NUNWにおいては取締役を務め、またHONESTについては経営全般に関する助言を行う等、対象会社の事業遂行に主導的な役割を果たしてきており、対象会社の株式について買い取りたい旨の申し出がありました。当社としては、事業の撤退・統合に関する構造改革を推し進めていく中で、引き続き対象会社を連結子会社又は持分法適用関連会社とする必要性は高くないものと考えたことから、対象会社の株式を対象会社の事業を主導する鎌田氏に譲渡し、鎌田氏が株主として両社の企業価値向上に従事する方が、対象会社の企業価値向上につながるものと判断いたしました。

(4) 事業分離日

2023年9月15日（みなし売却日2023年9月1日）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 228,400千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

（単位：千円）

	HONEST	NUNW
流動資産	36,924	-
固定資産	-	-
資産合計	36,924	-
流動負債	70,325	-
固定負債	-	-
負債合計	70,325	-

(3) 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

（単位：千円）

	HONEST	NUNW
売上高	20,211	-
営業利益	11,074	-

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィス等の重要な不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、原則として資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)
インフルエンサーギャラクシー	15,014,951	18,389,384
アドセンス	(8,838,446)	(10,060,424)
グッズP2C	(4,139,191)	(6,284,235)
その他	(2,037,313)	(2,044,724)
コンテキストドリブンマーケティング	8,072,437	9,199,897
顧客との契約から生じる収益	23,087,389	27,589,281
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	23,087,389	27,589,281

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 5. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首残高 (2022年6月1日)	当連結会計年度期末残高 (2023年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	2,227,425	2,405,249
契約負債	479,383	162,392

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、479,383千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が316,991千円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首残高 (2023年6月1日)	当連結会計年度期末残高 (2024年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	2,405,249	2,403,698
契約負債	162,392	128,456

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、162,392千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が33,936千円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧米	アジア	合計
12,087,507	10,380,189	619,691	23,087,389

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Google LLC	8,788,645

(注) 当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧米(米国を除く)	アジア	合計
15,801,168	9,997,761	576,951	1,213,401	27,589,281

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Google LLC	9,365,984

(注) 当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株Huum	東京都 港区	15,000	ライブコ マース事業 等	(所有) 直接 49.0	サービスの 提供及び役 員の兼任	広告収入 (注)	359,394	売掛金	140,382

(注)市場価格を勘案し相互協議に基づき決定しております。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株Huum	東京都 港区	15,000	ライブコ マース事業 等	(所有) 直接 49.0	サービスの 提供及び役 員の兼任	広告収入 (注)	1,086,549	売掛金	149,534

(注)市場価格を勘案し相互協議に基づき決定しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等
 前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主及びその近親者	鎌田 和樹	-	-	-	-	前当社代表取締役会長 (注)1	有価証券の売買等	194,999	-	-

(注)1 . 2023年9月15日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

当有価証券売買等にかかる譲渡価額の決定に際し、当社は、当社及び鎌田氏から独立した合同会社ABSパートナーズに対してHONEST株式およびNUNW株式の価値算定を依頼し、当該株式の譲渡価額は、かかる価値算定を参考に、当初の出資金額と同額での譲渡としました。

また、2023年8月10日公表いたしました、株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社の普通株式に対する金融商品取引法及び関係法令に基づく公開買付けの成立を条件としております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社フリークアウト・ホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年 6 月 1 日 至 2023年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	166.29円	180.62円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()	53.09円	13.71円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	- 円	13.56円

(注) 1 . 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの 1 株
 当たり当期純損失のため、記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算
 定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 6 月 1 日 至 2023年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
1 株当たり当期純利益金額		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (千円)	1,053,265	272,420
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,053,265	272,420
期中平均株式数(株)	19,838,118	19,875,048
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	217,890
(うち新株予約権(株))	(-)	(217,890)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	(失効) 新株予約権 1 種類 2022年 6 月14日取締役会 決議による第12回新株予 約権1,500個(普通株式 150,000株) (付与) 新株予約権 2 種類 2023年 7 月14日取締役会 決議による第14回新株予 約権1,703個(普通株式 170,300株)及び2023年11 月14日取締役会決議によ る第15回新株予約権300個 (普通株式30,000株)

(重要な後発事象)

(株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付け)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、株式会社フリークアウト・ホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式及び本新株予約権(以下、総称して「当社株券等」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議をしておりました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

本公開買付けは、2024年11月15日から2024年12月26日まで実施され、当社は公開買付者より応募された当社株券等の総数が買付予定数の下限(3,079,318株)以上となり、本公開買付けは成立したことからその全てを取得する旨の報告を受けました。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,500,000	3,500,000	0.51	-
1年以内に返済予定の長期借入金	297,000	157,047	0.37	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	256,047	-	-	-
合計	4,053,047	3,657,047	-	-

(注)「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,420,672	10,883,110	15,811,182	21,021,310	27,589,281
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失()(千円)	247,159	484,304	296,045	596,167	646,146
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	221,838	430,015	307,506	328,606	272,420
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	11.17	21.66	15.48	16.54	13.71

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第5四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	11.17	10.48	6.17	32.02	2.83

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,531,475	5,092,705
売掛金	1 2,122,001	1 2,159,526
商品	1,729	595
仕掛品	7,612	13,957
貯蔵品	2,458	181
未収消費税等	777,010	145,597
前払費用	120,613	118,907
短期貸付金	1 2,150,150	1 2,450,202
その他	1 185,241	1 117,004
貸倒引当金	958,969	1,518,467
流動資産合計	7,939,322	8,580,211
固定資産		
有形固定資産		
建物	496,436	479,015
減価償却累計額	312,159	337,010
建物(純額)	184,277	142,004
工具、器具及び備品	186,094	150,635
減価償却累計額	145,983	122,530
工具、器具及び備品(純額)	40,110	28,105
土地	11,692	11,692
有形固定資産合計	236,079	181,802
無形固定資産		
ソフトウェア	95,299	51,755
のれん	33,514	-
契約関連無形資産	490,000	-
無形固定資産合計	618,813	51,755
投資その他の資産		
投資有価証券	325,456	135,442
関係会社株式	95,210	16,365
繰延税金資産	317,906	185,631
敷金及び保証金	343,861	313,753
その他	2,129	7,238
投資その他の資産合計	1,084,562	658,431
固定資産合計	1,939,456	891,989
資産合計	9,878,778	9,472,201

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 1,472,301	1 1,570,118
短期借入金	3,500,000	3,500,000
1年内返済予定の長期借入金	297,000	157,047
未払金	1 162,390	1 164,124
未払費用	516,857	310,472
未払法人税等	104,908	14,605
契約負債	112,877	84,633
預り金	38,605	40,660
賞与引当金	120,865	17,886
その他	3	567
流動負債合計	6,325,807	5,860,114
固定負債		
長期借入金	256,047	-
その他	14,222	4,316
固定負債合計	270,269	4,316
負債合計	6,596,076	5,864,431
純資産の部		
株主資本		
資本金	834,125	843,859
資本剰余金		
資本準備金	803,125	812,859
資本剰余金合計	803,125	812,859
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,730,644	1,992,807
利益剰余金合計	1,730,644	1,992,807
自己株式	99,978	100,008
株主資本合計	3,267,917	3,549,517
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,795	7,190
評価・換算差額等合計	8,795	7,190
新株予約権	23,579	65,443
純資産合計	3,282,701	3,607,769
負債純資産合計	9,878,778	9,472,201

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当事業年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月 30日)
売上高	1 19,364,473	1 22,325,280
売上原価	1 13,341,435	1 15,559,432
売上総利益	6,023,037	6,765,848
販売費及び一般管理費	1、2 5,517,065	1、2 6,456,710
営業利益	505,971	309,137
営業外収益		
受取利息	1 6,578	1 17,008
関係会社業務受託収入	1 369,396	1 358,913
投資有価証券売却益	-	151,979
為替差益	15,904	-
助成金収入	719	7,692
その他	1 82,255	1 70,683
営業外収益合計	474,853	606,276
営業外費用		
支払利息	11,148	22,240
支払手数料	2,955	4,430
売上割引	2,094	3,009
為替差損	-	2,101
損害賠償金	6,764	14,612
公開買付関連費用	-	29,216
貸倒引当金繰入額	958,969	581,761
その他	-	1,606
営業外費用合計	981,932	658,980
経常利益又は経常損失()	1,106	256,434
特別利益		
関係会社株式売却益	-	815,599
特別利益合計	-	815,599
特別損失		
減損損失	-	460,833
投資有価証券評価損	3 519,719	3 -
関係会社株式評価損	4 333,655	4 49,444
特別損失合計	853,374	510,277
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	854,481	561,756
法人税、住民税及び事業税	295,349	168,027
法人税等調整額	21,627	131,566
法人税等合計	273,722	299,593
当期純利益又は当期純損失()	1,128,204	262,162

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)		当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		205,500	1.6	228,294	1.5
経費		12,977,977	98.4	15,317,917	98.5
当期総製造費用		13,183,478	100.0	15,546,212	100.0
期首仕掛品棚卸高		164,131		7,612	
期首商品棚卸高		3,166		1,729	
商品評価損		3,253		18,431	
合計		13,354,030		15,573,985	
期末仕掛品棚卸高		7,612		13,957	
期末商品棚卸高		4,982		595	
売上原価合計		13,341,435		15,559,432	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

経費のうち主なものは、外注費 15,182,290千円(前事業年度 12,698,136千円)であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
			資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	824,031	11,010	793,031	2,858,848	99,978	4,386,943
当期変動額						
新株の発行	10,094	11,010	10,094			9,178
当期純利益又は当期 純損失()				1,128,204		1,128,204
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	10,094	11,010	10,094	1,128,204	-	1,119,026
当期末残高	834,125	-	803,125	1,730,644	99,978	3,267,917

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金		
当期首残高	16,647	14,362	4,417,953
当期変動額			
新株の発行			9,178
当期純利益又は当期 純損失()			1,128,204
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	25,443	9,217	16,225
当期変動額合計	25,443	9,217	1,135,251
当期末残高	8,795	23,579	3,282,701

当事業年度(自 2023年 6月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
			資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	834,125	-	803,125	1,730,644	99,978	3,267,917
当期変動額						
新株の発行	9,733		9,733			19,467
当期純利益又は当期 純損失()				262,162		262,162
自己株式の取得					29	29
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	9,733	-	9,733	262,162	29	281,599
当期末残高	843,859	-	812,859	1,992,807	100,008	3,549,517

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金		
当期首残高	8,795	23,579	3,282,701
当期変動額			
新株の発行			19,467
当期純利益又は当期 純損失()			262,162
自己株式の取得			29
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	1,604	41,863	43,468
当期変動額合計	1,604	41,863	325,067
当期末残高	7,190	65,443	3,607,769

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物および建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～36年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

契約関連無形資産 その効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

重要な引当金の計上額

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については実績率基準より計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、債権の内容に応じ、追加計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（インフルエンサーギャラクシー）

アドセンス

YouTube上に流れる広告による収益の一部を受領するアドセンス収益は、ライセンス供与の対価として使用量に基づくロイヤルティを受領する取引に該当すると判断しております。したがって、当社グループの履行義務であるYouTubeへの動画投稿が完了したのち、顧客が当該コンテンツを使用し広告収益を計上した時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

その他

主なサービスである制作収益は、主にYouTubeチャンネル運営の受託であり、受託業務を提供した時点でその履行義務が充足されると判断し、受託業務の提供時点で収益を認識しております。

（コンテキストドリブンマーケティング）

主なサービスである広告収益は、各種媒体に広告出稿がされた時点や、広告制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、広告出稿又は制作物の納品時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引においては、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

P2C Studio株式会社への関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	0	0
関係会社株式評価損	189,883	-
関係会社貸付金	1,700,000	1,700,000
貸倒引当金	830,122	943,921
貸倒引当金繰入額	830,122	113,799

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社への貸付金については、関係会社の財政状態等の状況を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。その結果、当事業年度において関係会社貸付金に対して追加で113,799千円の貸倒引当金を計上しており、累計の貸倒引当金は943,921千円となっております。

P2C Studio株式会社は、正常営業循環過程から外れた滞留商品について、賞味期限がある商品は賞味期限を考慮した販売見込数量を、それ以外の商品についてもライフサイクルや販路を考慮した販売見込数量を見積もった上で評価を行い、販売が見込めない商品については帳簿価額を切り下げる方法によって収益性の低下を評価に反映させています。

滞留商品の主要な仮定は過去の販売実績に基づく販売見込数量であります。

上記の販売見込数量の見積りには不確実性を伴うため、将来の市場動向や顧客需要の変化等によって販売実績が当初の想定を大きく下回り、主要な仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度にP2C Studio株式会社の純資産額が減少し、追加の貸倒引当金の計上が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び債務

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年9月30日)
短期金銭債権	2,525,208千円	2,782,204千円
短期金銭債務	21,154	12,617

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)
営業取引	1,410,590千円	1,832,126千円
営業取引以外の取引	401,307	395,608

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3.1%、当事業年度3.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96.9%、当事業年度96.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)
給料手当	2,427,046千円	3,056,526千円
賞与引当金繰入額	120,865	17,886
減価償却費	108,087	103,801

3 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち、時価等が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

4 関係会社株式評価損

当社が保有する「関係会社株式」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年5月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	51,110
関連会社株式	44,100

当事業年度(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	1,665
関連会社株式	14,700

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	293,636千円	464,954千円
投資有価証券評価損	225,918	126,570
関係会社株式評価損	149,349	102,183
減価償却超過額	85,781	79,410
減損損失	61,670	35,626
敷金(資産除去債務)	43,101	47,502
賞与引当金	37,008	9,673
役員賞与引当金	2,059	367
その他	20,887	30,316
繰延税金資産小計	919,414	896,606
評価性引当額	598,423	710,975
繰延税金資産合計	320,990	185,631
繰延税金負債		
ソフトウェア	2,653	-
その他	430	-
繰延税金負債合計	3,084	-
繰延税金資産の純額	317,906	185,631

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	- %	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	3.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	3.6
評価性引当額の増減額	-	17.5
税務調査による影響	-	2.2
その他	-	3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	53.3

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表 「注記事項」(企業結合等関係)と同一であるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項 重要な会計方針 6.重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表 「注記事項」(重要な後発事象)と同一であるため記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	496,436	-	17,421	479,015	337,010	42,272	142,004
工具、器具及び備品	186,094	6,745	42,204	150,635	122,530	17,290	28,105
土地	11,692	-	-	11,692	-	-	11,692
有形固定資産計	694,223	6,745	59,626	641,342	459,540	59,562	181,802
無形固定資産							
ソフトウェア	309,200	3,920	1,000	312,120	260,364	46,979	51,755
のれん	402,176	-	-	402,176	402,176	33,514	-
契約関連無形資産	700,000	-	460,833	239,166	239,166	29,166	-
無形固定資産計	1,411,376	3,920	461,833	953,462	901,707	109,661	51,755

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 人員増加に伴う備品購入費用 6,745 千円
 ソフトウェア 既存システム追加開発機能 3,920 千円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

 建物 建物退去による除却 17,421 千円
 工具、器具及び備品 備品の除却、売却 42,204 千円
 ソフトウェア 既存システムの除却 1,000 千円

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

3. 当期首残高及び当期末残高は、取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	958,969	581,761	22,263	1,518,467
賞与引当金	120,865	17,886	120,865	17,886

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.uuum.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名 株式会社フリークアウト・ホールディングス

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第10期)(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)2023年8月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年8月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期)(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)2023年10月13日関東財務局長に提出

(第11期第2四半期)(自 2023年9月1日 至 2023年11月30日)2024年1月12日関東財務局長に提出

(第11期第3四半期)(自 2023年12月1日 至 2024年2月29日)2024年4月12日関東財務局長に提出

(第11期第4四半期)(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)2024年7月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年7月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2023年8月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2023年9月11日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号(親会社の異動及び主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2023年11月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2024年5月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(提出会社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年5月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(提出会社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年12月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月27日

UUUM株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 井 清 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫 田 直 樹

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているUUUM株式会社の2023年6月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UUUM株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社フリークアウト・ホールディングスによる会社の普通株式及び本新株予約権に対する公開買付けは2024年11月15日から2024年12月26日まで実施され、会社は公開買付者より、本公開買付けが成立し、応募された株券等の全てを取得することとなった旨の報告を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

グッズP2C商品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結損益計算書において、商品評価損188,071千円を計上している。これは、主に連結子会社のP2C Studio株式会社において計上されたものである。</p> <p>「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は期末における商品の正味売却価額が取得原価を下回っている場合、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としている。また、正常営業循環過程から外れた滞留商品について、賞味期限がある商品は賞味期限を考慮した販売見込数量を、それ以外の商品についてもライフサイクルや販路を考慮した販売見込数量を見積もった上で評価を行い、販売が見込めない商品については帳簿価額を切り下げる方法によって収益性の低下を評価に反映させている。滞留商品の主要な仮定は過去の販売実績に基づく販売見込数量である。</p> <p>連結子会社のP2C Studio株式会社において計上された商品評価損は金額的に重要であり、その評価の主要な仮定である販売見込数量の見積りには不確実性を伴い、経営者の判断の影響を受ける。</p> <p>以上から、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、連結子会社のP2C Studio株式会社における商品の評価を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社が商品ごとに採用した評価方針を理解するとともに、商品の評価に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 <p>(2) 主要な仮定の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞味期限がある商品は賞味期限までの期間を考慮した過去の販売実績に基づく販売見込数量、それ以外の商品は会社が設定したライフサイクルや販路を考慮した過去の販売実績に基づく販売見込数量の合理性を評価するために、経営者及び経理責任者と協議し、商品特性や販売戦略との整合性を検討した。 ・ 販売見込数量の合理性を評価するため、一定の基準で選定した商品ごとに当連結会計年度の実績販売数量及び翌連結会計年度の直近月次販売数量との比較分析を行うとともに、翌連結会計年度の予算との整合性を検討した。 ・ 前年度の販売見込数量の合理性を検討するため、前連結会計年度末の販売見込数量とその後の販売実績を比較検討した。 <p>(3) 商品評価の正確性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社が採用する評価方針に従って商品評価が行われていることを検証するため、商品ごとに採用した評価方針と商品評価算定資料の評価結果が整合しているか確かめるとともに、商品評価算定資料の正確性を再計算によって検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、UUUM株式会社の2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、UUUM株式会社が2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

UUUM株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 井 清 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫 田 直 樹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているUUUM株式会社の2023年6月1日から2024年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UUUM株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社フリークアウト・ホールディングスによる会社の普通株式及び本新株予約権に対する公開買付けは2024年11月15日から2024年12月26日まで実施され、会社は公開買付け者より、本公開買付けが成立し、応募された株券等の全てを取得することとなった旨の報告を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

P2C Studio株式会社への関係会社貸付金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社はP2C Studio株式会社への関係会社貸付金を評価した結果、関係会社貸付金1,700,000千円に対して追加で113,799千円の貸倒引当金を計上しており、累計の貸倒引当金は943,921千円となっている。</p> <p>関係会社貸付金の評価に当たり、会社は関係会社の財政状態等の状況を勘案して見積もった回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。そのため、P2C Studio株式会社の財政状態等の状況は、保有する商品の評価の影響を受ける。</p> <p>P2C Studio株式会社は、正常営業循環過程から外れた滞留商品について、賞味期限がある商品は賞味期限を考慮した販売見込数量を、それ以外の商品についてもライフサイクルや販路を考慮した販売見込数量を見積もった上で評価を行い、販売が見込めない商品については帳簿価額を切り下げる方法によって収益性の低下を評価に反映させている。滞留商品の主要な仮定は過去の販売実績に基づく販売見込数量である。</p> <p>財務諸表に計上された貸倒引当金は金額的に重要であり、その基礎となる商品評価の主要な仮定である販売見込数量の見積りには不確実性を伴い、経営者の判断の影響を受ける。</p> <p>以上から、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、P2C Studio株式会社への関係会社貸付金の評価を検討するため、連結財務諸表の監査報告書に記載したグッズP2C商品の評価に係る監査手続を行った上で、会社作成の関係会社貸付金の評価検討資料に対して主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P2C Studio株式会社の財政状態及び経営成績を理解するために、P2C Studio株式会社の経営者への質問、会社の取締役会議事録の査閲を実施し、入手した決算数値との間に矛盾や不整合がないかを検討した。 ・ 会社が算定した回収不能見込額とP2C Studio株式会社の当事業年度末の財政状態を表す純資産額との整合性を検討するとともに、回収不能見込額と貸倒引当金繰入額を照合した。 ・ P2C Studio株式会社の翌事業年度の予算を入手し、回収不能見込額との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続

を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。